

# 知的財産 支援活動だより

## **特集** 国立高等専門学校への エンターテイメントセミナーについて



### トピックス

1月までの支援活動  
(東北会・東海会・関西会・四国会・九州会)

## 目次

## 特集 国立高等専門学校へのエンターテイメントセミナーについて

知的財産支援センター第3事業部 部長 野呂亮仁 5

## 1.1 月までの支援活動

## 東北会

「知的財産特別授業」知的財産の基礎知識 in 岩手県立産業技術短期大学校

東北会 東田潔 10

令和6年度 みやぎ知財セミナー

東北会 藤田正広 11

## 東海会

週末パテントセミナー2024in 静岡 (浜松会場第2回)

東海会 静岡県地区会 運営委員 長谷部善太郎 12

東三河スタートアップ推進協議会主催「エコスタ 小さな知財相談会」

東海会 東三河地区委員会 委員 岡田伸一郎 13

「知的財産特別授業」静岡県立富士宮北高等学校

東海会 静岡県地区会 運営委員 吉田信彦 14

名古屋大学 第17回おもしろ科学教室

東海会 教育機関支援機構 機構長 榊原毅 15

東三河スタートアップ推進協議会主催「エコスタ 小さな知財相談会」

東海会 東三河地区委員会 委員 浅田信二 16

静岡県立藤枝北高等学校における知財学習講演

東海会 静岡県地区会 地区副会長 村松亮子  
運営委員 田口滋子 17

第3回休日パテントセミナー2024in 名古屋

東海会 知的財産権制度推進委員会 委員 板井裕香  
林信吾 18

大学生のための資格業ガイダンス in 愛知大学

東海会 広報企画委員会 委員長 清水聡  
副委員長 南島昇 19

令和6年度 県試験研究機関を対象とした知的財産権研修会

東海会 岐阜県地区会 地区会長 岡本茂樹 20

関西会

日本弁理士会関西会× INPIT-KANSAI オンラインセミナー

関西会 知財経営促進委員会 富永浩司  
小沼良平  
松下計介 21

INPIT-KANSAI × 日本弁理士会関西会オンラインセミナー

関西会 知財経営促進委員会副委員長 小沼良平 22

「知的財産特別授業」長浜市立湯田小学校

関西会 知財授業担当 牧野仁美 23

「知的財産特別授業」大阪市立北恩加島小学校

関西会 知財授業担当 吉岡亜紀子 24

「知的財産特別授業」京都市立神川小学校

関西会 知財授業担当 福田千陽 25

「知的財産特別授業」神戸市立鹿の子台小学校

関西会 知財授業担当 関口皓太 26

パテントセミナー2024 第5回

関西会 知財普及・支援委員会 寺藺佳江 27

パテントセミナー2024 第6回

関西会 知財普及・支援委員会 市岡牧子 28

「知的財産特別授業」堺市立日置荘西小学校

関西会 知財授業担当 竹口美穂 29

「知的財産特別授業」西宮市立高木小学校

関西会 知財授業担当 大西正夫 30

パテントセミナー2024 第7回

関西会 知財普及・支援委員会 萩森学 31

パテントセミナー2024 第8回

関西会 知財普及・支援委員会 寺藺佳江 32

「知的財産特別授業」吹田市立山田第五小学校

関西会 知財授業担当 神木祐栄 33

「知的財産特別授業」大阪市立川北小学校

関西会 知財授業担当 松井智美 34

「知的財産特別授業」神戸学院大学附属中学校

関西会 知財授業担当 寺藺佳江 35

「知的財産特別授業」豊中市立東泉丘小学校

関西会 知財授業担当 向林伸啓 36

パテントセミナー2024 第9回

関西会 知財普及・支援委員会 白尾嘉則 37

パテントセミナー2024 第10回	関西会 知財普及・支援委員会	大角菜穂子	38
「知的財産特別授業」丹波篠山市立西紀小学校	関西会 知財授業担当	三方英美	39
「知的財産特別授業」和歌山市立宮北小学校	関西会 知財授業担当	東山香織	40
パテントセミナー2024 第11回	関西会 知財普及・支援委員会	西田直樹	41
「知的財産特別授業」神戸市立丸山ひばり小学校	関西会 知財授業担当	柴尾猛	42
INPIT-KANSAI ×日本弁理士会関西会×大阪産業局 オンラインセミナー	関西会 国際情報委員会 委員	徳永弥生	43
「知的財産特別授業」西宮市立東山台小学校	関西会 知財授業担当	倉橋和之	44
令和6年度 MOBIO 知財セミナー（第3回）	関西会 知財普及・支援委員会	西田直樹	45

## 四国会

「えひめビジネスインキュベーションスクール2024 実践塾 弁理士が教える！  
デジタル化時代の知的財産戦略 ～特許・商標への活用～」

	四国会	末光準	46
「知的財産セミナー」高知工業高等専門学校	四国会 副会長	栗本博樹	47

## 九州会

令和6年度経営指導員研修会	九州会 佐賀委員会	香田淳也	48
令和6年度「知的財産セミナー」阿久根市役所	九州会	森田海幹	49

## 2. 支援活動一覧表（2月分） 50

本日よりWebでも閲覧できます。日本弁理士会ホームページ（<https://www.jpaa.or.jp/>）

# 特集 国立高等専門学校へのエンターテイメントセミナーについて

知的財産支援センター第3事業部 部長 野呂亮仁

## 1. 国立高等専門学校へのエンターテイメントセミナーの概要

日本弁理士会と独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「高専機構」と称します。）との間で平成25年に締結された「知的財産教育の充実及び知的財産の活用のための協力に関する協定」（以下、「本協定」と称します。）に基づいて、全国の国立高等学校専門学校（以下、「高専」と称します。）に、知的財産を題材にしたエンターテイメントセミナー（以下、「高専セミナー」と称します。）を実施しています。高専セミナーは、毎年前期と後期に分けて、開催を希望する高専に対して実施されます。

高専機構や各地域会の協力のもと、知的財産支援センター第3事業部が主幹となって、高専セミナーを運営、管理しています。基本的には、その高専の所在地を管轄する地域会に所属する弁理士が正講師を担当し、知的財産支援センターの運営委員が正講師をサポートする体制をとっています。

高専セミナーのコンテンツとして、「概要編」、「演習編1（発明トレーニング）」、「演習編2（特許権侵害）」、「権利行使編」、「調査編」、「オリジナル編」があります。

## 2. 「概要編」の内容

概要編は、特許・意匠・商標に関する基本的な知識を身につけることを目的としています。概要編の内容として、缶の発明を紹介するイントロ、特許・意匠・商標に関する〇×クイズ、および、特許権を取得するための条件や特許出願の流れなどの説明を含んだ特許エンタメなどがあります。特許エンタメの題材は、車に変形可能なロボットを高専生が発明したとの想定による「パテントフォーマー物語」です。なお、特許エンタメは、正講師と生徒との掛け合いでも進行できるような仕様になっています。

以下に、概要編のスライドの一部を紹介します。



## 3. 「演習編1（発明トレーニング）」の内容

演習編は、中級編の位置づけで、発明の本質の考え方を理解することを目的としています。演習編の内容として、座学の第1部と、学生がグループディスカッションで演習を行う第2部とがあります。演習では、設定された課題に対して課題を解決するための手段を検討します。演習問題の課題として、「丸型鉛筆」や「六角鉛筆」を従来技術する課題「机から落下してしまう」と、課題「歩きスマホを防止する」とがあります。また、第2部では、正講師の他に、第3事業部から派遣される補助講師も加わり、弁理士2名で各グループを回って話し合いに参加したり助言したりします。そして、第2部の最後には、各グループが検討結果を発表すると共に、講師が検討結果に対して講評します。



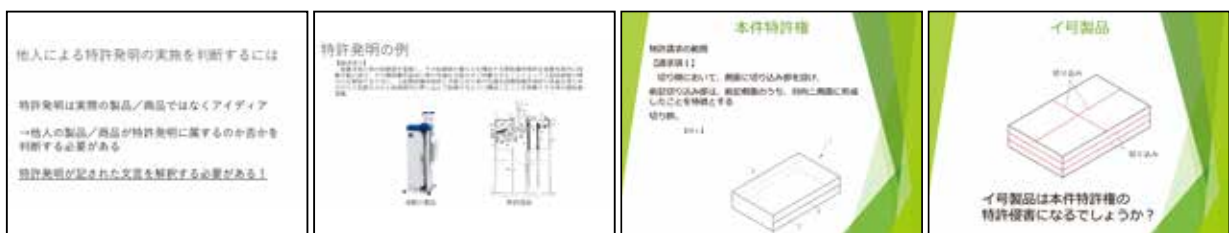
以下に、演習編のスライドの一部と実施状況を紹介します。



#### 4. 「演習編2 (特許権侵害)」の内容

演習編は、中級編の位置づけで、発明の本質の考え方を理解することを目的としています。演習編の内容として、座学の第1部と、学生がグループディスカッションで演習を行う第2部とがあります。演習では、設定された課題に対して課題を解決するための手段を検討します。演習問題の課題として、「丸型鉛筆」や「六角鉛筆」を従来技術する課題「机から落下してしまう」と、課題「歩きスマホを防止する」とがあります。また、第2部では、正講師の他に、第3事業部から派遣される補助講師も加わり、弁理士2名で各グループを回って話し合いに参加したり助言したりします。そして、第2部の最後には、各グループが検討結果を発表すると共に、講師が検討結果に対して講評します。

以下に、演習編のスライドの一部を紹介します。



#### 5. 「権利行使編」の内容

権利行使編は、上級編の位置づけで、特許権の権利範囲の考え方を理解することを目的としています。権利行使編の内容として、特許紛争の事例紹介、および特許権の取得から特許権の行使・交渉までを説明する電子紙芝居(寸劇)があります。電子紙芝居(寸劇)の題材は、おにぎりパック特許権物語です。おにぎりパック特許権物語の内容は、おにぎりパックを発明した主人公が、弁理士に特許出願を依頼して特許権を取得できたものの、その後、侵害行為を発見し、その対応について弁理士に相談しながら事件を解決していくというものです。

以下に、権利行使編のスライドの一部を紹介します。



## 6. 「調査編」の内容

「調査編」では、J-PlatPat を利用して、学生が実際に特許検索を行います。学生一人で一台のパソコンを操作してもらいます。この際、操作に戸惑う生徒をフォローするため、スライド説明を行う正講師とは別に、地域会や第3事業部から派遣される2～3名の補助講師がサポートします。

また、一昨年度から特許に加え、意匠、商標についてのコンテンツも用意しました。さらに、特許には初級編および中級編があり、商標には初級編および上級編があります。

以下に、調査編のスライドの一部と実施状況を紹介します。



## 7. 「オリジナル編」の内容

概要編、演習編1（発明トレーニング）、演習編2（特許権侵害）、権利行使編および調査編は、第3事業部が管理する既存のスライドを用いて実施されますが、「オリジナル編」は、高専側の要望に沿って正講師によって作成されたオリジナルのスライドを用いて実施されます。新たにスライドを作成するので、正講師の先生にはご負担を掛けてしまいますが、その分、非常に良いアンケート結果を得られることが多いです。

また、近年では、概要編、演習編1（発明トレーニング）、演習編2（特許権侵害）、権利行使編および調査編をベースに、高専側の要望を一部に取り入れたセミオリジナル編も実施されています。

## 8. 実施状況

本年度は、合計24校34コマの高専セミナーを開催しました。以下に、高専名、講師名、開催日時、種別、実施態様の一覧を掲載します。

※「(補)」は補助講師

No.	高専名	講師名	開催日時	種別	実施態様
1	久留米	遠坂 啓太	2024/6/11(火)14:40～16:10	概要編	対面
2	沼津	阿出川 豊	2024/6/17(月)14:50～16:20	オリジナル	対面
3	新居浜	相原 正	2024/6/20(木)14:30～16:00	概要編	対面
4	津山	松成 靖典	2024/6/21(金)13:00～14:30	概要編	対面
5	津山	船曳 崇章	2024/7/3(水)14:40～16:10	権利行使編	対面
6	舞鶴	竹口 美穂	2024/7/17(水)14:45～16:15	オリジナル	対面
7	熊本 (八代)	丹生 哲治 (補)西本 泰造 (補)岡村 祥有 (補)増田 佳文	2024/7/19(金)14:40～16:10	演習編 (発明トレーニング)	対面
8	大島商船	木村 正彦	2024/7/22(月)14:30～16:00	概要編	対面

9	弓削商船	壬生 優子	2024/7/25(木)15:00～16:30	概要編	対面
10	苫小牧	大窪 智行 (補)安永 喜勝 (補)松村 直樹	2024/7/26(金)09:00～10:30	演習編 (特許権侵害)	対面
11	苫小牧	大窪 智行 (補)安永 喜勝 (補)松村 直樹	2024/7/26(金)10:40～12:10	演習編 (発明トレーニング)	対面
12	鳥羽商船	坂岡 範穂	2024/7/31(水)15:00～16:30	概要編	対面
13	呉	保坂 幸男	2024/8/8(木)12:50～14:20	概要編	対面
14	香川(高松)	阿出川 豊	2024/9/25(水)14:30～16:00	概要編	オンライン
15	有明	遠坂 啓太	2024/10/3(木)10:30～12:00	概要編	対面
16	新居浜	日野 和将	2024/10/11(金)12:50～14:30	概要編	対面
17	群馬	柿原 希望 (補)松下 浩二郎 (補)高井 智之 (補)鈴木 良治	2024/10/18(金)14:30～16:00	調査編	対面
18	津山	船曳 崇章	2024/10/25(金)13:00～14:30	概要編	対面
19	大島商船	木村 正彦 (補)安永 喜勝	2024/10/28(月)14:30～16:00	演習編 (発明トレーニング)	対面
20	旭川	大窪 智行 (補)渥美 元幸 (補)松村 直樹 (補)丹生 哲治	2024/10/31(木)10:45～14:35	演習編 (発明トレーニング)	対面
21	佐世保	野呂 亮仁 (補)原 信海 (補)野崎 洋平 (補)鈴木 良治	2024/10/31(木)13:00～14:30	調査編	対面
22	呉	保坂 幸男 (補)松成 靖典 (補)有川 智章 (補)野崎 洋平	2024/11/1(金)12:50～16:00	調査編	対面
23	東京	坂田 樹	2024/11/7(木)14:40～16:10	概要編	対面
24	石川	木森 有平 (補)阿出川 豊	2024/11/11(月)14:40～16:10	演習編 (特許権侵害)	対面
25	熊本(八代)	丹生 哲治 (補)野崎 洋平 (補)松村 直樹 (補)瀧川 彰人	2024/11/12(火)14:40～16:10	演習編 (特許権侵害)	対面
26	函館	大窪 智行	2024/11/12(火)16:20～17:50	権利行使編	対面
27	熊本(熊本)	宮本 美紀 (補)安永 喜勝 (補)城田 晴栄 (補)鈴木 良治	2024/11/15(金)14:40～16:10	演習編 (発明トレーニング)	対面
28	富山射水	金森 寛 (補)野呂 亮仁	2024/11/29(金)13:05～15:35	演習編 (特許権侵害)	対面



29	木更津	高橋 洋平	2024/12/5(木)15:00～16:30	概要編	対面
30	都城	森田 海幹 (補)増田 佳文	2024/12/18(水)15:40～17:10	演習編 (発明トレーニング)	対面
31	阿南	豊栖 康司 岸本 智久 (補)丹生 哲治 (補)佐久間 顕治 (補)西本 泰造 (補)増田 佳文	2025/1/23(木)12:50～16:00	オリジナル ※概要編+演習編	対面

## 9. むすび

高専セミナーの意義は、知的財産のプロである弁理士が現地に出向いて高専セミナーを通して学生と直接対話することで、未来ある学生達に刺激を与え、弁理士の存在を知ってもらうこと、知的財産に興味を持ってもらうことだと考えています。豊かな想像力と熱意を持った学生に出会うと、我々にとっても得るものが多く、大変励みになります。

また、毎年、年度末に高専機構と意見交換会を行い、一年を振り返るとともに、新たな要望をヒアリングしています。近年、双方向のセミナーのニーズが増加していることを受け、今年度から「演習編2（特許権侵害）」を新規コンテンツとして加え、演習がメインとなる双方向のセミナーの選択肢を増やしました。時代とともに求められるニーズも多様化しているので、満足度の高い高専セミナーを提供できるよう精進して参ります。

# 1

## 1月までの支援活動

### 東北会

#### 「知的財産特別授業」知的財産の基礎知識 in 岩手県立産業技術短期大学校

1. 日 時：令和6年11月29日（金）14：40～16：10
2. 場 所：岩手県立産業技術短期大学校 水沢校
3. 対 象：45名
4. 講 師：東田潔
5. 内 容

本授業は、9月19日の本校（矢巾校）に続き、同じ内容の講義になります。本校含め、2021年より、ほぼ毎年、カリキュラムとして組み込まれております。

本校の報告書でも記載したとおり、講義内容は、毎年同一テーマが指定されており、知的財産の概要、卒研（卒業製作）に必要な著作権の知識、ものづくり・商品開発と知的財産権との関係、という内容になっています。

卒研間近ということもあり、特に、前段の著作権の知識については、熱心にメモをとりながら聴講している生徒もおり、知財という一見、無縁そうなテーマであっても、身近な例を挙げて説明すれば、十分興味をもってもらえるということがわかった次第です。

今回の講義では、学生のみならず、副校長、はじめ、先生方もご聴講いただきました。講義終了後、質疑応答の時間では、生徒からの質問はもとより、先生からもご質問をいただき、充実した講義だったのではないかと思います。

本講義をきっかけに、就職後、知的財産に積極的に関わることができるようになれば望外の喜びです。



東北会 東田潔

### 令和6年度 みやぎ知財セミナー

1. 日 時：令和6年12月20日（金）13：30～15：30
2. 場 所：Web
3. 対 象：42名
4. 講 師：坪淳一
5. 内 容：

テーマ「知財ビジネスの契約で陥りやすいトラブルとその対策」

自社や他社の知財をビジネスに生かす際には、契約はとても重要となりますが、トラブルがつきものです。本セミナーでは、中小企業が陥りやすいトラブルについて、事例を交えながら紹介して頂くとともに、注意すべき点や対策方法について解説して頂きました。

参加者からのアンケート結果は、概ね好評であり、「本セミナーは役に立つものであった」という意見がほぼ100%を占めておりました。

また、「専門的な内容であったが講師の説明がわかりやすかった。」、「契約の基本についてなど基礎的な内容も含まれており、日々の営業活動も法律行為を行っているのだという意識を持つことが大切だと感じた。社内啓蒙を行いたい。」といった意見がありました。

セミナー終了後に、日本弁理士会及び東北会の活動内容についての紹介を行う時間を頂きました。東北会の無料相談会の案内と、特許商標無料相談会の紹介を行いました。

東北会 藤田正広

## 東海会

### 週末パテントセミナー2024in静岡(浜松会場第2回)

1. 日 時：令和6年10月18日（金） 18：30～20：30
2. 場 所：アクトシティ浜松Dゾーン 研修交流センター
3. 対 象：一般、中小企業経営者、知財関係者など23名
4. 講 師：長谷部善太郎
5. 内 容：

特許手続きにおける拒絶理由対応 - 審査官の思考を理解した対策」というテーマで開催しました。講演では、まず、日本の特許制度の概要を説明しました。特許出願から登録までの流れや拒絶査定を受けた場合の対応などについて、フローチャートを用いて説明しました。特に、審査がどのような流れで行われるかを詳しく解説しました。その中で提供した、審査官を敵と考えるよりも、将来の無効理由の回避のため処置方法等のアドバイスをもらえる味方と考える方が、出願人にとって気が楽になるという話は、受講者にとって、参考になったのではないかと思います。

次に、拒絶理由通知が届いたら、どのように検討をするかの説明を詳細にしました。特に進歩性欠如の場合、本願発明と引用例の対比の仕方や補正書意見書作成のポイントについて、解説しました。特に、「本願発明と引用例とで違いがあれば、なんとかできる」という出願人の頑張る意思が重要である点を示すことができました。同時に特許庁が審査した際の拒絶理由通知の理由別割合の情報は、受講者にとって興味深い情報になったようです。

最後に、「傘の柄のカバー」の発明にかかる特許出願に対して、拒絶理由通知が届いた場合の対応方法を具体的な事例として提供しました。

受講者は23名であり、これまで開催したパテントセミナーの中でも、多めの人数となりました。当該テーマに興味がある者や元特許庁審査官の話を聞きたい者等、幅広い方が受講されたこと推察されます。週末で疲れがたまっている受講者もいたと思いますが、講演中、皆がとても熱心に聞き入って受講をしていました。



セミナーの様子

東海会 静岡県地区会 運営委員 長谷部善太郎

**東三河スタートアップ推進協議会主催「エコスタ 小さな知財相談会」**

1. 日 時：令和6年10月23日（水）15：00～15：30
2. 場 所：Startup Garage(Zoom)
3. 対 象：中小企業
4. 講 師：東海会 東三河地区委員会 委員 岡田 伸一郎
5. 内 容：

「商品化したいアイデアがあるが、どのようにしてアイデアを守っていけるのかを知りたい」ということでした。そこで、まず特許、実用新案、意匠、商標について、それぞれの保護対象と、メリット及びデメリットとを説明し、どの法域でアイデアを守ればよいかを検討すること、必要に応じて知財ミックスも視野にいれるとよいこと、また、商品化前や出願前に調査が必要であることを説明しました。さらに、これらの判断においては専門的な知識が求められるため、具体的な内容を持って弁理士と相談されるとよいことを説明しました。

また、アイデアを具現化するために他企業に協力を仰ぐことを目的としてアイデアの内容を開示する場合は、可能な限り開示の前に特許等の出願を完了しておくこと、また開示に際しては秘密保持契約を結んでおくことを説明しました。

特にスタートアップ企業や中小企業等において、自身のアイデアを商品化するために他企業にアイデアを開示することが多いと考えますが、自身のアイデアを確実に守る方法として、特許等の制度をうまく活用することと、秘密保持契約が大切であることをご理解いただけたと思います。このような知財相談会を通して、知財の啓蒙ができたことは大変有意義であったと考えます。

東海会 東三河地区委員会 委員 岡田伸一郎



「知的財産特別授業」静岡県立富士宮北高等学校

1. 日 時：(第1回) 令和6年10月25日(金) 10:45～11:35  
(第2回) 令和6年11月22日(金) 10:45～11:35

2. 場 所：静岡県立富士宮北高等学校

3. 対 象：商業科3年生(51名)

4. 講 師：東海会 静岡県地区会 運営委員 吉田信彦

5. 内 容：

第1回は、次の内容で講義を行いました。

- (1) 知的財産とは (2) 特許制度の意義 (3) 商標制度の意義 (4) 登録主義  
(5) 権利侵害 (6) 商標とノースンの活用 (7) 事例紹介

講義終了後には、次回までに以下の課題を出しました。

- (1) 各グループで1つ、ノースンの活用例を考え、次回発表してください。  
(2) 各グループで1つ、商標が付された商品を持ってきてください。

第2回は、次の内容で講義を行いました。

- (1) 各グループによるノースンの活用方法発表 (2) 商標クイズ (3) ブランドの価値  
(4) 商標県の効力範囲 (5) 商標登録の要件 (6) 商標調査

第2回冒頭の課題の発表では、各グループにより、自由な発想で様々なノースンの活用方法の提案がありました。

また、グループ毎に商標が付された商品を発表してもらいました。(生徒が発表したノートの「Campus」は、裏面に「Campus」が登録商標であることを示す商標登録表示がなされており、商標の使用例として参考になるものでした。)

全18問からなる商標クイズは、1問ずつ画像を提示し、これが商標に該当するかどうか、該当する場合には教室右側に移動し、また、該当しない場合には教室左側に移動してもらい、正解発表をして正解者が残る形式で行いました。最終的に51名中7名が全問正解しました。商標クイズを通じて楽しみながら商標を学ぶことができました。

2日間を通し、生徒の皆様が熱心に受講され、理解度の高さがうかがえました。

今後も、これらの知識や活動を活かしていただくことを期待します。

以上



講義の様子

東海会 静岡県地区会 運営委員 吉田信彦

## 名古屋大学 第17回おもしろ科学教室

1. 日 時：令和7年1月13日（月・祝） 13：00～16：00
2. 場 所：名古屋大学 IB 電子情報館 大講義室及び014講義室
3. 対象者：（電子紙芝居）小中学生およびその保護者  
（工作教室）小学生30名およびその保護者
4. 講 師：東海会 教育機関支援機構 榊原毅、本田彩香、伊藤正典、神戸真澄、藤田早百合、寺本諭史
5. 内 容：

このイベントは、科学の面白さや楽しさを体験し、遊びの中から科学への興味や関心を持ってもらうことで、次世代の科学技術の担い手を育てることを目的とし、平成21年から毎年開催され、日本弁理士会東海会（東海支部）は第1回から参加しております。

日本弁理士会東海会教育機関支援機構では、電子紙芝居（レオ君物語）と工作教室（電子万華鏡）を実施しました。

電子紙芝居は、昨年と同様に「レオ君物語」の第1章と第2章を上演しました。子供たちは、目を輝かせながら食い入るように電子紙芝居を見ていました。上演中は、子供たちからの笑い声や可愛い反応が見られ、「発明」や「特許」、そして「弁理士」について知ってもらえたと思います。

続いての工作教室では、小学3年生から小学6年生までの約30名の児童を対象に、電子万華鏡の作成に挑戦し、光を分解する回折格子とLEDとを組み合わせたどうなるかを体験してもらいました。

工作に先立って、知的財産についてのミニ講義を行いました。お菓子や、ジュースを題材とした特許と商標についてのお話で、大いに盛り上がりました。また、小学生が特許取得した発明を紹介したところ、「自分と同年代の子供が特許を取得してすごい」といった驚きの声があがっていました。

工作は、児童と保護者で1つの机を使用してもらい、手順書を見ながら、保護者が児童をサポートする形で進めました。当機構の委員は、1人が全体の進行を担当し、その他の委員はサポート役に回りました。

LEDと電池ボックスの電線を接続するために、はんだごてを使用したはんだ付け作業を体験してもらいました。はんだ付け作業はやけどの危険があるため、児童のみでの作業は避け、担当委員および保護者の指導のもとで行いました。はんだごては、1机あたり2台ずつ、2列で合計4台を用意しました。1列には2名の担当委員が付き、児童の作業を手助けしました。もう1列は、児童と保護者で使用してもらいました。保護者も慣れない作業に戸惑いも見られましたが、子供と一緒に楽しみながら作業を行っている様子が見られました。また、4台のはんだごてを準備したことで、はんだ付け作業待ちの行列が長くなりすぎず、スムーズに進行することができました。

工作が完成すると、完成した電子万華鏡を覗きこみ、中で点滅する発光ダイオードのキラキラしている様子を、楽しそうに見ていました。けがやトラブルも無く、決められた時間内に児童全員が工作を完成させることができました。

工作教室終了後、保護者の方から「弁理士になるにはどうしたらよいか？」等の質問があり、知的財産や弁理士についての興味・理解が深まったことを感じました。

今回のおもしろ科学教室への日本弁理士会の参加は、発明は楽しいということだけでなく、我々弁理士の仕事を少しでも理解してもらうという観点からも非常に有意義なものであったと思います。



工作の様子

東海会 教育機関支援機構 機構長 榊原毅

**東三河スタートアップ推進協議会主催「エコスタ 小さな知財相談会」**

1. 日 時：令和7年1月15日（水）14：00～14：30
2. 場 所：Startup Garage
3. 対 象：大学生
4. 講 師：東海会 東三河地区委員会 浅田 信二
5. 内 容：相談件数1件

企業実習に来ている大学生からの相談でした。知財制度の相談のみならず、「弁理士は何をするのかを知りたい」ということでした。そこで、弁理士は、法に基づく専門的な資格を所持した知的財産権の専門家であること、知的財産権に関する書類の作成や相談を行うことを説明しました。また、「パクリの基準、物を販売するときには特許権等を取るべきかを知りたい」とのことでしたので、特許権、意匠権、商標権等の効力、侵害について説明しました。さらに、実習として試作品を作っており、「現段階で特許権等を取ることができるか」との質問がありましたので、特許等を受けるためには新規性、進歩性（創作非容易性）が必要であることを説明し、簡単に先行調査を行いました。

今回の相談会において、試作品がどのような権利で守られるかを、特許公報、意匠公報、商標公報等を一例として見せつつ説明したため、知的財産権がどのようなものかイメージを持っていただいたと思います。次代を担う学生に知的財産権の大切さを教えることができ、また、弁理士の存在を知ってもらえたため、大変有意義であったと考えます。

以上

東海会 東三河地区委員会 委員 浅田信二

## 静岡県立藤枝北高等学校における知財学習講演

1. 日 時：令和6年11月20日（水）10：55～12：45、13：30～15：20
2. 場 所：静岡県立藤枝北高等学校
3. 対 者：情報系列3学年35名、工業系列2学年36名、商業系列2学年31名
4. 講 師：東海会 静岡県地区会 地区副会長 村松亮子、  
運営委員 田口滋子

## 5. 内 容：

3年生の情報科学系選択生徒向けとして、3限目に「(知財ミックス) 知財全般について」、4限目には「意匠権（権利取得）の実例紹介」の講義を行いました。

3限目の知財全般についての講義時間は50分と限られておりました。この短時間では産業財産権の権利説明のみで終わる可能性があるため、対象が高校生である点を考慮し、できるだけ具体例を挙げながら、どのようなものに特許権、意匠権、商標権が成立するのかを理解いただける内容を心掛けました。また、どうして特許権等の産業財産権で製品を守らなければならないのかについても考えてもらう時間を設けました。

4限目の意匠に関する講義は、今年度特に高校側からの要望があり実施いたしました。デザイン系分野への進学を希望する生徒がいるとのことで、意匠に焦点を絞った講義内容となりました。

2年生の工業科目選択生徒向けとして、5限目に著作権、特に「SNS等に係るフリー素材の取り扱い及び権利者保護に係るガイドラインについて」の講義を行いました。ホームページを作成するなど、普段から著作権を意識せざるを得ない環境にあり、担任の先生自ら著作権について説明された経験もあるとのことです。今回の授業において以前の説明で不十分だった部分や、サポートできなかった部分について説明もあったとのことで、担任の先生から感謝の言葉を頂きました。

2年生の商業科目選択生徒向けとして、6限目に「(知財ミックス) 知財全般について」の講義を行いました。3年生の生徒向けの場合と同様に、これから社会に出てからの知財とのかかわりをイメージできるように、具体例を多く盛り込みました。

以上



講義の様子

東海会 静岡県地区会 地区副会長 村松亮子  
運営委員 田口滋子



### 第3回休日パテントセミナー2024 in 名古屋

1. 日 時：令和6年11月23日（土）14：00～16：10
2. 場 所：名古屋商工会議所
3. 対象者：一般市民、中小企業者、知財担当者など38名
4. 講 師：東海会 知的財産権制度推進委員会 委員 板井裕香、  
委員 林信吾
5. 内 容：

前半・後半通して商標がテーマの第3回では、前半に入門編として①商標制度、②出願から権利取得までの流れを説明しました。

①では、商標について、制度、商標、標章の言葉の意味も補いながら定義を説明し、商標登録をするメリット、商標の機能、種類を説明し、登録を受けることができない商標についても説明した上で、商標権の構成を説明しました。②では、出願から権利取得までの全体像を示した後、出願、拒絶理由通知、意見書、手続補正書、拒絶査定、登録査定、設定登録の各項目に下りて、各内容や、資料上で書類サンプルも表示し、説明しました。

前半のご質問では、商標の種類（立体商標）の紹介で、ゴジラの立体商標について口頭で一言触れたこともあってか、ゴジラの立体商標についての感想を述べられつつ、拒絶査定不服審判、審決取消訴訟の件数は増加傾向なのか等のご質問がありました。また、全体通してのご質問は、先使用权に関し、周知度証明時の周知度に基準があるか、講義後は、個別に、地域団体商標について、何が地名に該当するのかといったご質問もあり、参加者の方々ご自身の関心事やご経験も踏まえて、興味を持って受講下さったことが感じられる回でした。

後半60分の講義では、出願前に確認すべきことについて、「1. 出願商標の形態」、「2. 指定商品・役務」、「3. 先行商標調査」の3つのテーマに沿って説明しました。

「1. 出願商標の形態」では、文字商標、図形商標、文字と図形の結合商標の3つの商標の形態を例示して、商標の形態が複数考えられる場合に出願する商標をどのようにして決めればよいのかについて説明しました。

「2. 指定商品・役務」では、飲食店の店名を商標登録したいと考えた場合を例にして、類似商品・役務審査基準を参照しながら、指定商品・役務の意味や考え方、願書への記載の仕方等について具体的に説明しました。

「3. 先行商標調査」では、調査の目的（必要性）、調査をしないことによるリスク、調査の流れ・方法について、商標権の効力及び商標の類否判断に触れつつ説明しました。調査方法については、J-PlatPatを使った称呼検索の概要を説明しました。

受講者の皆さまには、商標出願の手続自体は書類だけ見ると簡単に思えますが、実際には商標の類否判断や指定商品・役務の選択、記載等、専門的知識が必要になる場面が多々あるので、専門家である弁理士に相談・依頼するのが望ましいことをお伝えしました。



セミナーの様子

以上

東海会 知的財産権制度推進委員会 委員 板井裕香、林信吾



**大学生のための資格業ガイダンス in 愛知大**

1. 日 時：令和6年11月26日（火）12：30～15：00
2. 場 所：愛知大学 名古屋キャンパス 講義棟2階学生ホール
3. 対象者：当会ブース訪問者 2名
4. 講 師：東海会 広報企画委員会 委員長 清水聡、  
副委員長 南島昇

## 5. 内 容：

今回の資格業ガイダンスでは、法学部1年の学生2名が弁理士ブースに訪れました。

ブース訪問者の方には、弁理士の業務内容を説明し、中小企業とも関係が深いこと、弁理士の中には、中小企業診断士の資格も持っている方もいらっしゃることを説明しました。特に、弁理士は、外国とのつながりが深い点で、他の士業と異なっていることを説明したところ、PCT出願の仕組みには、興味を示していらっしゃいました。

また、別の訪問者の方には弁理士の業務内容を説明するとともに、試験内容についても説明しました。弁理士というと理系というイメージを持たれていたようですが、試験科目は法律であること、また、文系でも活躍できる場があること、さらに勤務時間を自由に融通しやすことから女性にとって働きやすい仕事であることを説明しました。終了時間間際だったので、もう少しご説明できたらよかったですと感じています。

今回の資格業ガイダンスは、昼休みから、午後の講義、その講義後の休み時間にわたって開催されました。既に特定の士業に関心を持っている学生は、その士業のブースで長時間にわたって詳しく説明を聞いていました。一方で、広く士業全般について知りたいと考える学生は、複数のブースを回っていた様子でした。

愛知大学には、経済学部、経営学部、法学部があり、資格業に積極的に興味を持たれる学生が多く、弁理士にも関心を持ってもらえるよう、このような資格業ガイダンスを今後も継続していくことは、大変有意義であると思います。

東海会 広報企画委員会 委員長 清水聡、副委員長 南島昇

## 令和6年度 県試験研究機関を対象とした知的財産権研修会

1. 日 時：令和6年12月9日（月）13：30～16：20
2. 場 所：産業技術総合センター 多目的ホール及びオンライン
3. 対 象：県試験研究機関等で研究開発業務を行う職員 会場参加者約25名
4. 講 師：東海会 知的財産支援委員会 委員 丸山修  
INPIT 岐阜県知財総合支援窓口 窓口支援担当者 高坂 正登 氏  
商工労働部産業イノベーション推進課 主査 粥川 氏
5. 内 容：

本研修会は、第一部から第三部に分けて行われ、丸山委員（第一部）、INPITの高坂氏（第二部）が、岐阜県の粥川氏（第三部）がご講演されました。

第一部では、知的財産権の概要、事業戦略の打ち手として使われてこそ知的財産権は意味があることという内容であり、事業戦略では、アイデア創出段階→事業・技術浅酌立案段階→開発段階→社会実装・市場導入段階という各ステージで具体的な説明が行われました。特に開発段階では、具体的な事例を題材に、種苗法（育成者権）・特許権、ブランド化（商標・GI）、標準化（JIS・JAS）、海外展開の話や、農業知財の失敗事例（シャインマスカット、紅ほっぺ、ルビーロマン）・成功事例（シナノゴールド）などブランドの構築には知財を戦略的に活用することが重要である等の説明があり、参加者は非常に興味を持って聴講されていました。

第二部では、INPITの高坂氏から、特許法の概要、特許請求の範囲の意味や明細書の見方、J-PlatPatを用いた特許調査の方法についてのご説明がありました。

第三部では、岐阜県産業イノベーション推進課の粥川氏から、県における知的財産権の事務フロー及び企業・大学等の共同研究契約の方法等について、県職員を対象とした具体的な説明がありました。



セミナー（第一部）の様子

東海会 岐阜県地区会 地区会長 岡本茂樹

## 関西会

### 日本弁理士会関西会×INPIT-KANSAI オンラインセミナー 「中小企業における営業秘密マネジメント入門」

1. 日 時：令和6年8月2日（水）14：00～16：30
2. 会 場：グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワー及びオンライン
3. 対 象：68名（会場：8名、オンライン：60名）
4. 講 師：セミナー：関西会 知財経営促進委員会 富永浩司  
           ワークショップ：INPIT-KANSAI 知財戦略エキスパート 深町裕一 氏  
           （ワークショップのファシリテーター：関西会 知財経営促進委員会 松下計介、小沼良平）

#### 5. 内 容：

(1) セミナーは、営業秘密の管理を説明するために、発表資料を主として、以下の2つのセッションに分けました。

- 不正競争防止法上の営業秘密を説明するセッション
- 営業秘密の管理手法を説明するセッション

前半のセッションでは、「法上の営業秘密」、「営業秘密の三要件」、「その他秘密情報（営業秘密に該当しない場合）の取扱い」について説明しました（約35分）。また、後半のセッションでは、「情報漏えい対策の流れ」、「5つの対策の目的」、及び「具体例」について、少し駆け足になりましたが、説明しました（約15分）。最後に、Zoomのコメントとして頂いた質問に対して回答をしました（約10分）。

(2) ワークショップでは参加者を2つのグループに分け（1グループ4名+ファシリテーター1名）、講師が事例に関する質問を投げかけチーム単位で議論、発表し理解を深めるものでした。

上記事例はINPIT-KANSAIが事前に準備した、判例（事件番号：令和2年（ワ）第8168号）に基づくものでした。質問は「新規開発のまつ毛の装着方法」について、「問1：知財権による保護」、「問2：秘密管理性を確保するための取り組み」に関するものでした。

ファシリテーターは各チームの議論が適切なゴールに向かうように支援、助言するものでした。具体的には、参加者から知的財産に関する質問に対して回答し議論が本題から外れないようにしました。また、議論が進捗しない場合は簡単な質問や違う見方などを紹介、説明する等により議論を促進し、参加者の関心を喚起するように努めました。

関西会 知財経営促進委員会 富永浩司、小沼良平、松下計介

**INPIT-KANSAI × 日本弁理士会関西会オンラインセミナー  
「創作・発明の上流工程における知的財産創出とその保護」**

1. 日 時：令和6年11月8日（金）14：00～15：30

2. 会 場：オンライン

3. 対 象：107名

4. 講 師：寫中デザインアンドコンサルティング 技術士 寫中祐仁 氏  
関西会 知財経営促進委員会副委員長 小沼良平

5. 内 容：

前半が機械系技術士・寫中氏による創作工程（研究、開発及び設計の工程）とそこで生じる知財の特徴などに関する講演でした。後半は創作の上流工程（研究、開発の工程）において生じる知財情報を営業秘密やタイムスタンプにより保護する方法についての講演でした。

・14:00～14:30 研究・開発・設計業務における知的財産の創出 寫中祐仁 氏

- ・機械分野における研究、開発及び設計の各工程の詳細やその特徴について説明しました。
- ・研究、開発及び設計の工程で生じる知的財産の相違やその特徴について説明しました。

・14:30～15:15 創作現場における営業秘密とタイムスタンプ 小沼良平

- ・機械系の事例（自転車のサドル開発）を通して創作の上流工程（研究、開発の段階）において生じる知財情報の保護・確保の手段としてタイムスタンプの活用方法を説明しました。
- ・営業秘密の要件を満たすよう知財情報を文書化したうえで、タイムスタンプを付すことの有用性を説明しました。

・15:15～15:30 質疑応答 小沼良平

- ・事前にINPIT-KANSAIに寄せられた質問8件を講演資料とともに口頭で回答しました。

100名を超える受講者に聴講して頂いたので、本セミナーの情報発信の目的は達したと考えます。創作の上流工程に話題を絞り、かつ事例をもって営業秘密・タイムスタンプについて説明したのが効果的であったと推察します。

関西会 知財経営促進委員会副委員長 小沼良平

### 「知的財産特別授業」長浜市立湯田小学校

1. 日 時：令和6年11月9日（土）9：15～11：15
2. 場 所：長浜市立湯田小学校
3. 対 象：4～6年生 19名
4. 講 師：村上太郎、牧野仁美
5. 内 容：

長浜市立湯田小学校で開催された「湯田小フェスタ」内の1ブースで知財授業をさせていただきました。当日は他の出展団体様も多数おられ、児童が自分で好きな授業や体験コースを一つ選択し、教室内で受講する、というルールになっていたようでした。何名かの保護者の方やご兄弟も、教室外から見学されておられました。

授業の前半約30分では、「発明」についての基本的な理解を促す目的で、

- ・発明とは?今では当たり前となっている製品を通じた説明
- ・実際に特許権を取得した発明の説明（困りごと→解決手段）
- ・特許権がないことで起こりうる問題について

等について、スライドを使用して村上会員より説明がありました。

後半の1時間半で回転台の制作を行いました。児童たちは予め4人1組の島で配置していただいた机に着席しており、まずは児童たちに市販の回転台の実物を観察してもらい、「どうすれば同じような機能を持ったものを作れるか?」を想像してもらいました。その後は各自が思い思いの回転台の制作に入りました。児童たちは、島ごとに話をしながら、どうすればよりスムーズな回転が出来るか、回転時のがたつきが軽減されるか、等を話し合いながら、厚紙の形状、ビー玉の数、ステンレス製の皿にビー玉を置く位置や天面の選択（厚紙かステンレス製の皿か）を工夫して、自分の作品を作り上げていきました。

最後に、村上会員より、大阪・関西万博について、世界中から集まる様々な新しい発明が見られる場所であり、ぜひ行っていただきたい旨のお話がありました。

回転台の制作途中には、発明や特許に強い関心を持った児童から「特許権を取ってみようかな」との声も聞かれ、この授業をきっかけに、さらにモノ作りへの興味が深まれば嬉しく思います。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

関西会 知財授業担当 牧仁美



「知的財産特別授業」 大阪市立北恩加島小学校

1. 日 時：令和6年11月12日（火）9：40～11：25
2. 場 所：大阪市立北恩加島小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 56名
4. 講 師：森俊也、吉岡亜紀子
5. 内 容：

弁天町駅から学校まで歩く途中、尻無川に懸かる大きなアーチ型の水門が見える大阪市立北恩加島小学校で発明工作授業「片手でもてるかな」を行いました。令和4年に創立100周年を迎えたこの学校は、大きな運動場があり、休み時間には元気な児童の声があちこちで響いていました。

各クラス30名弱ですが、授業が始まると大きな声であいさつし、質問には勢いよくいくつも手が上がり、実際よりもずっと人数が多いような気がするほどでした。

「スポーツ観戦やお祭りで、片手にジュースの入ったコップ、もう片方の手にポップコーンの入ったお皿を持っていたら、ジュースを飲むのは簡単だけど、ポップコーンはどうやって食べる？」こんな導入部分での問い掛けにも、すぐに何人も手を上げてくれて、前に出て、思い思いの解決策をやって見せてくれました。「どうにかして片手を空けないと食べられない」「片手だけで持てて、ジュースもポップコーンも入れられる食器を発明しよう」。使ってよいのは紙皿2枚とコップ2つだけ。工作の開始から数分で早くも「できた!」という声が上がります。すると森会員が「ポップコーンをもっとたくさん入れたい!」「ジュースが空になったら注ぎ足したい!」「机に置いても倒れないようにしたい!」と新たな課題を提案し、一度は完成したつもりでいた児童たちも、さらに工夫を重ねます。授業の終わりには、最初は思いもよらなかったような様々な形や機能の食器が生まれ、児童も先生も満足気でした。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

関西会 知財授業担当 吉岡亜紀子

**「知的財産特別授業」京都市立神川小学校**

1. 日 時：令和6年11月13日（水）10：40～11：25
2. 場 所：京都市立神川小学校
3. 対 象：6年生 4クラス 113名
4. 講 師：吉永元貴、福田千陽
5. 内 容：

長岡京駅からバスで約15分。京都市立神川小学校の広い体育館で劇をしました。

児童の皆さんは、最初は「特許って何だろう?」「弁理士?」という顔で静かに説明を聞いているだけでした。しかし、怪盗 X 役の先生が登場してからは盛り上がって大騒ぎでした。普段は優しい先生が悪そうなセリフを言うギャップが面白かったようです。講師たちもつい微笑んでしまうほど素晴らしい悪っぶりでした。

帰り際に児童たちに遭ったときに、吉永会員を見て「あ、エフ博士だ」と気づいてあいさつをしてくれました。

怪盗 X 役の先生を見る度に弁理士のことも思い出してくれるかもしれないなと思いました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会 知財授業担当 福田千陽

「知的財産特別授業」神戸市立鹿の子台小学校

1. 日 時：令和6年11月15日（金）10：45～11：30
2. 場 所：神戸市立鹿の子台小学校
3. 対 象：6年生 4クラス 121名
4. 講 師：苗村潤、関口皓太
5. 内 容：

神戸市立鹿の子台小学校を訪問し、知財特別授業を行いました。鹿の子台小学校は、神戸電鉄三田線の道場南口駅から歩いて15分ほどの紅葉に彩られた住宅街にあります。

授業の時間が近づき、部屋に入ってきた児童たちの中には、「弁理士ってなに?」「エジソンになれるの?」と口にしていく児童がいました。授業を楽しみにして下さっているのを感じました。

授業開始時には、先生から児童に、弁理士という職業について知って欲しいという授業の目的が話されました。そして、司会進行役の苗村会員から、「弁理士」の仕事について、「弁護士」の仕事と比較して簡単に説明しました。1名の児童が弁理士について知っていると手を挙げてくれました。

次に、日常の不便を解消するための発明品の事例として、「サラカップル」「カタシャンボトル」「肩ブレラ」を、順番に紹介しました。発明品を紹介する前に、日常の不便さをどう解消するかを、何人かの児童に発表してもらいました。発表をしていない児童も、発表にツッコミをいれながら、活発に意見を出してくれました。「カタシャンボトル」の紹介前には、意見交換をしていく中で、実物に近い工夫を思いつくに至りました。発明を考える楽しさを、感じてもらえたように思います。

次に、「サラカップル」を題材とした寸劇では、司会進行役を苗村会員が、発明者エフ博士役を関口会員がそれぞれ担当し、「サラカップル」を模倣して安価に販売する怪人X役を先生に演じていただきました。先生の迫真の演技により、先生の一挙手一投足に大変盛り上がっていました。先生の演技力の高さ故に悪者に見えたのか、サラカップルを入手するならエフ博士から買うか、怪人Xから安く買うかという質問には、エフ博士から買うという意見が多数でした。また、特許権を持ったエフ博士が、怪人Xにどんな対処をしたらいいかを聞くと、一名の児童が特許権で訴えるという回答をしてくれました。寸劇後のまとめでは、発明が世の中の利便性を高め、弁理士は発明者を守ることで、世の中がさらに便利になっていく一助となっている旨の説明をしました。

その後のクイズコーナーでは、特に乾電池とシャープペンシルについて、発明者が外国人であると考えた児童が多く、発明者が日本人であることが意外なようでした。

最後に、大阪・関西万博について、説明をしました。「空飛ぶクルマ」が目玉の一つであることを伝えると目を輝かせている児童がいました。万博について、ご家族の方々と話してほしいこと等を伝えて、授業を終えました。

今回の授業を通して、児童たちに、発明とは何か、そして発明を守る職業として弁理士が存在することを知ってもらえたと思います。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会 知財授業担当 関口皓太

## パテントセミナー2024 第5回

1. 日 時：令和6年11月16日（土）10：00～11：40
2. 場 所：コラボしが21
3. 対 象：17名
4. 講 師：真柴俊一郎
5. 内 容：第5回「審決を通して見た商標法の登録条件」

①登録要件を満たさなければならない理由②3条1項3号及び4条1項16号③3条1項6号④4条1項11号とのことで、条文に沿って審決例を紹介されました。

①では、商標法第25条、第37条、36条の条文を提示しながら商標権の範囲は類似商標まで及ぶことや侵害を予防することができる強力な権利であることを述べられました。

②では、3条1項3号及び4条1項16号の条文を提示するとともに、拒絶理由通知において兩条文が併せて適用される典型例として「近江チーズ」の紹介がありました。また、拒絶査定不服審判における拒絶審決例として「きざみにんにく」、「北海道熊もなか」、「athleteChiffon」等の説明がありました。さらに、兩条文への対応策として、商標を造語にすることや取引者等の間で採用し得ないような表現を商標に加えることの提案がありました。

③では、3条1項6号の条文を提示するとともに、拒絶査定不服審判における拒絶審決例として「鼻呼吸のススメ」等の説明がありました。また、対応策として、商標を造語にすることや商標出願前に取引者間で使用されている事実アクセス可能かを確認することの提案がありました。さらに、事後的に識別力を失うリスクがあると述べられました。

④では、4条1項11号の条文を提示するとともに、拒絶査定不服審判において拒絶が維持された事例と拒絶が解消した事例の紹介がありました。拒絶が維持された審決例として「百万石エビ」、「Explore Your Life.」等の説明がありました。一方、拒絶が解消した審決例として「小梅」等の説明がありました。また、対応策として、商標出願前に先行調査を行うことや称呼同一の先行登録が見つかった場合には商標の変更を検討することの提案がありました。さらに、称呼同一、称呼類似の商標について登録を受けた場合には、先行登録商標主との間でトラブルが発生するリスクがあると述べられました。

講義後の質疑応答では、受講者2名からの質問に対し回答されました。



関西会 知財普及・支援委員会 寺蘭佳江



パテントセミナー2024 第6回

1. 日 時：令和6年11月16日（土）14：00～15：40
2. 場 所：コラボしが21
3. 対 象：22名
4. 講 師：前田直
5. 内 容：第6回「再生医療等製品に係る薬事関連法と特許権存続期間延長登録制度、及びその経済的効果」

①はじめに（再生医療等製品に係る法改正の趣旨）、②再生医療等製品に係る薬事関連法の法改正、③再生医療等製品に係る特許権存続期間の延長登録制度に関する法改正、④再生医療等製品に対する延長登録制度の経済的効果（国内）、⑤医療機器の特許保護の必要性、⑥そろそろ存続期間満了を迎える重要特許権、⑦特許権存続期間が満了した後の経済的効果事例、の7部構成で講義していただきました。

①では、「再生医療等製品」が新たに定義された背景、これに伴い再生医療に係る「医薬品」製品群と「医療機器」製品群が、特許権の存続期間の延長登録制度（特許法第67条第4項）の対象になったことについて簡単に説明していただきました。

②では、再生医療等製品に係る薬事関連法として、平成25年5月10日公布・施行された再生医療推進法、平成26年11月25日に施行された医薬品医療機器等法、再生医療等安全性確保法、及び医薬品医療機器等法における再生医療等製品の定義について説明していただくとともに、再生医療等製品の具体事例を紹介していただきました。

③では、特許権の存続期間の延長登録制度（特許法第67条第4項）の内容、及び薬事法改正前は、延長登録制度の対象が「医薬品」「体外診断用医薬品」だけであったものが、薬事法改正により「再生医療等製品」が加わったことを説明していただきました。

④では、再生医療等製品を一覧表を使って紹介していただくとともに、再生医療等製品に関する特許権、延長登録、製造販売承認の時期、及び延長登録により維持される予想販売額並びに経済的効果等を説明していただきました。

⑤では、医薬品、医療機器、再生医療等製品の承認審査実績及び業態の対比、医療機器製販業における研究開発費の現状と特許保護の必要性を説明していただきました。

⑥では、特許権の存続期間満了を迎える重要特許権として、オブジーボ及びiPS細胞技術に関する特許権を紹介していただきました。

⑦では、「3Dプリンタ」の事例について、存続期間満了年前後の売上高の推移を示す棒グラフに基づき、経済的効果の説明をしていただきました。

以上



関西会 知財普及・支援委員会 市岡牧子



### 「知的財産特別授業」堺市立日置荘西小学校

1. 日 時：令和6年11月22日（金）10：40～11：25
2. 場 所：堺市立日置荘西小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 43名
4. 講 師：竹口美穂、飯田淳也
5. 内 容：

堺市立日置荘西小学校は、南海高野線の「初芝」駅から徒歩10分ほどの場所にあり、決して田舎ではないのに大きな運動場のある小学校でした。

昨年度は「君も今日からエジソン」の知財授業を実施させて頂いておりますが、本年度は「片手でもてるかな」の発明工作授業を行いました。この発明工作授業は、2つの紙コップ、2枚の紙皿、及び2本のストローを用いて、ポップコーンと飲料を入れられるような片手で持てる容器を工作するものです。

児童は大変熱心に取り組み、個性的な作品が沢山作られていました。動物を模したデザインの容器を作成したり、片手どころか太腿にセットして手ぶらに出来るように工夫したり、多種多様な容器が作られ、児童達の創作力の高さを感じ入りました。また、作品の発表者を募集したときにも、手を挙げてくれる児童が沢山おり、熱心に工作をしてきていたのだと感じました。

授業の最後に、飯田淳也会員が、万博の空飛ぶクルマの説明において、将来は児童達の中にも空飛ぶクルマに関する仕事をしている人がいるかもしれないねと児童達に語りかけていました。熱心にかつ巧みに工作していた児童達です。その様な開発者が誕生するかもしれないという楽しみな気持ちになりました。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

関西会 知財授業担当 竹口美穂

「知的財産特別授業」西宮市立高木小学校

1. 日 時：令和6年11月22日（金）14：35～15：20
2. 場 所：西宮市立高木小学校
3. 対 象：6年生 3クラス 102名
4. 講 師：大西正夫、田中信治
5. 内 容：

阪急西宮北口駅から徒歩で約15分、閑静な住宅街のなかにある西宮市立高木小学校に伺いました。高木小学校は児童数が約700名、そのうち授業を受けた6年生は約100名です。

高木小学校の正面にある広々とした高木公園は、平成7年の阪神・淡路大震災の後、地域住民の方々の協力を受けて造られた防災公園だそうです。

6年生のみんなは、5時間目の体育の後にも関わらず明るく元気に授業を受けてくれました。

弁理士を知っている児童はいませんでした。 「エジソンの発明品知ってる？」の質問にはすぐに「蓄音機!電球!」と元気な声があがりました。講師が「じゃ、蓄音機ってどんなもの?」と問いかけると「レコードみたいに音楽が聞けるもの」との回答がありました。

こんな調子で授業はスムーズに進みました。

特に発明を考えてみようのコーナーでは積極的に手が挙がりましたし、前に出てきてくれた代表児童の発明品に大きな笑い声と助けの声が挙がりました。先生が演じた怪人Xの登場時には特に大きな笑い声が挙がりました。怪人X役の先生の演技は大変素晴らしく、中だるみになりがちな授業の中盤をキュッと引き締めていただけました。クイズコーナーでもひととき大きな笑い声が挙がりました。

授業を終えて校門を出ると授業を受けたばかりの児童から「授業とっても面白かったです」「私も発明したいです」「発明を守る弁理士さんが大切だってわかりました」と嬉しくなる励ましをもらいました。

講師の2人は、今回の授業がみんなの将来に役立つことを願いながら学校を後にしました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会 知財授業担当 大西正夫

## パテントセミナー2024 第7回

1. 日 時：令和6年11月23日（土）10：00～11：40
2. 場 所：スペースアルファ三宮
3. 対 象：27名
4. 講 師：野呂亮仁
5. 内 容：第7回「中小企業のための知財戦略」

最初に、中小企業は一つの商品やサービスが事業全体に占める割合が大企業に比べ高い場合が多いので、その商品やサービスについて知財戦略が必要であり、中小・ベンチャー企業にこそ知財戦略が重要であることを指摘した後に、知的財産および知的財産権、特許権について簡単に要点を説明し、次いで知財戦略とは何かを、研究開発、マーケティング、人事、財務、生産など経営上の重要項目と関係づけて説明されました。その後知財の活用方法、中小企業の業界における様々な立ち位置と立ち位置ごとの知財戦略、活用可能な知財を創出することの重要性、知財戦略を実行するための体制づくりが述べられました。

質疑応答では2名の方が質問されました。1問目は社外弁理士から自社の強みや自社知財の価値について情報を引き出すにはどうしたらよいかというもので、その弁理士に自社技術について特許性があるかと問うのが良いという答えでした。2問目は社長がとにかく特許を取れと言うのが戦略が必要なことを分かってもらうにはどうしたらよいかというものでした。答えは戦略と戦術の違いを説明すること、資源配分を明確にすること、特許をとる目的を明確にすることであるとのことでした。

知財戦略はマーケティング等他の経営戦略と連携して立てることの重要性が強調されたこと、知財の活用方法として、権利取得を広報することを挙げられたこと、企業の業界での立ち位置ごとの戦略が製品の意匠に現れたペットボトルの例は興味深かったです。また知財戦略を実行するための体制づくりは、社内の知財担当者の役割と社外弁理士の役割を整理され聴衆に多数おられたと思われる企業の知財担当者の方には大変参考になったのではないかと思います。全体によく整理され、わかりやすいセミナーでした。セミナー終了後も複数の受講者が講師と名刺交換し質問をしていました。

以上



関西会 知財普及・支援委員会 萩森学

パテントセミナー2024 第8回

1. 日 時：令和6年11月23日（土）14：00～15：40

2. 場 所：スペースアルファ三宮

3. 対 象：38名

4. 講 師：弁護士・弁理士 矢倉雄太

5. 内 容：第8回「知的財産関連契約条項：レビューにおける実践知～留意点と勘所～」

①秘密保持契約②開発・制作委託契約③売買契約（売買基本契約）④製造委託契約（OEM契約）  
⑤共同研究開発契約とのことで、具体的な裁判例や条文を提示しながら説明されました。

①では、秘密保持に関する裁判例を提示したり、情報漏洩の事例を紹介したりしながら、秘密保持契約における実践知を述べられました。また、秘密保持契約において有効存続期間条項を規定することの意味合いを説明されました。

②では、裁判例を提示して著作権の権利処理が重要であることを説明されました。また、著作権の譲渡とライセンスにおいて、著作者人格権不行使の特約が重要であると述べられました。それから、キャラクターデザインなど自社で独占して使用する場合には著作権譲渡が適切であり、ソフトウェアなどは著作権のライセンスが有効であると述べられました。さらに、受託者側では著作権譲渡をしてしまうと自社事業に影響が出る場合もあるので慎重に判断する必要があると説明されました。

③では、第三者の知的財産権の非侵害保証と紛争対応条項の紛争事例に基づいて、買主と売主の立場でどこまで契約書に規定するかによって負うべき義務が異なる点を紹介されました。

④では、OEMにおける商標管理や技術流出のリスクについて説明されました。また、権利の帰属条項では下請法や公正取引委員会のガイドライン等にも留意が必要であると述べられました。

⑤では、開示情報について保有時点を明確にすることや開示情報の種類を具体的に特定することが有効であると述べられました。また、競業禁止や改良発明の取り扱いでは公正取引委員会のガイドラインに沿った対応が必要であると解説されました。

講義後の質疑応答では、受講者2名からの質問に対し回答されました。

以上



関西会 知財普及・支援委員会 寺蘭佳江



### 「知的財産特別授業」吹田市立山田第五小学校

1. 日 時：令和6年11月25日（月）14：30～15：15
2. 場 所：吹田市立山田第五小学校
3. 対 象：6年生 1クラス 32名
4. 講 師：伊原節子、神木祐栄
5. 内 容：

JR千里丘駅から徒歩約25分、閑静な住宅街にある吹田市立山田第五小学校を訪問し、小学6年生32名に知財授業（寸劇）を行ってきました。校長先生、担任の先生、ご案内してくださった先生等、先生方も普段なじみのない知的財産に興味を持って一緒に参加してくださいました。

授業ではサラカップルやカタシャンボトルの実物を見せる前にいろいろ考えてもらいました。カップにお皿を乗せてみたり、お皿を足に乗せて見たりと楽しそうに実演してくれました。肩ブレラでは、いろいろな道具を使って上手に傘を身体に巻き付けていました。みなさん積極的に前に出てきて面白いアイデアをたくさん披露してくれ、周りのお友達とも楽しそうに語り合っていました。こちらが思った以上に、考えることを楽しんでくれていたようです。また、発明品の画鋸（プニョプニョピン）も体験してもらい、発明品に対しては「やはり使いやすい。」といった声がありました。

クイズコーナーでは1問1問考え、正解を聞いては納得したり驚いたり、最初から最後まで興味を持って参加してくれたおかげで、私たちも楽しんで授業を行うことができました。終わってからも何人かの児童は前に発明品を見に来て「面白い!」と言ってくれ、こちらとしてもやりがいのある授業でした。

最後に小学生の発明家がいることとお話し、大阪・関西万博の紹介をして終わりました。

今回の授業が少しでも役に立ち、生活の中の不便をアイデアで解決するという視点を持ってこれからも楽しんで歩いてほしいと思います。



興味津々の児童達に講義を行う講師

※「プニョプニョピン」はコクヨ株式会社の登録商標です。

関西会 知財授業担当 神木祐栄



「知的財産特別授業」大阪市立川北小学校

1. 日 時：令和6年11月27日（木）9：50～10：35
2. 場 所：大阪市立川北小学校
3. 対 象：5学年 3クラス 80名
4. 講 師：中村忠則、松井智美
5. 内 容：

大阪市立川北小学校を訪問し、知財授業(寸劇)を行ってきました。大阪市立川北小学校は、阪神なんば線の出来島駅から徒歩15分程度の湾岸地域にあります。

冒頭の講師自己紹介の後、チャッピー君（バネが内蔵されたぬいぐるみ）を登場させて、児童たちの目前でまるで生きているかのように動かしてみると、児童たちは興味津々な様子で一気に雰囲気や和みました。

授業では、まず、「発明」についてエジソンの発明事例を紹介しながら説明し、次に、日常の不便を解消するための発明品の事例として、「サラカップル」「カタシャンボトル」「肩ブレラ」を紹介しました。もとの商品の不便だった点を児童たちに伝え、その不便さを解決する工夫を考えてもらい、数名の児童に各自の工夫を発表してもらいました。様々なアイデアが出され、身近なものでも工夫して改善できる題材があり、発明が身近なところにあることを感じてもらえたと思います。

次に、「サラカップル」を題材とした寸劇では、司会進行役を中村会員が担当し、サラカップルを発明したエフ博士役を松井会員が担当し、サラカップルを模倣して安価に販売する怪人X役を先生に演技いただきました。怪人Xに扮した先生の熱演に、児童たちも大いに盛り上がりました。また、サラカップルを購入するなら、エフ博士が発明した本物を買うか、あるいは怪人Xが模倣した安価な偽物を買うか、という問いかけには、安価な怪人Xの偽物を購入すると答えた児童が半数程度でしたが、怪人Xのような模倣を許すと社会の進歩が止まること、そうならないように「特許権」により発明を保護していることを伝えると、多くの児童が頷いて発明を守ることの大切さを理解した様子でした。

その後のクイズで、カップヌードルに複数の発明が含まれていることを説明すると、身近な商品でもあることから、興味津々に聞き入ってくれました。

今回の授業を通して、発明とは生活の不便を解決するといった身近なところにあり、発明すること、発明を保護することの大切さについて、児童たちに触れてもらえたと思います。



興味津々の児童達に講義を行う講師

※「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

関西会 知財授業担当 松井智美

### 「知的財産特別授業」神戸学院大学附属中学校

1. 日 時：令和6年11月28日（木）13：30～15：00
2. 場 所：神戸学院大学附属中学校
3. 対 象：2年生 2クラス 65名
4. 講 師：寺園佳江、岡本智之
5. 内 容：

今回訪問した「神戸学院大学附属中学校」では、毎週木曜日の午後に総合学習の時間を設定しており、外部講師の方による講演などの一環として、2年生2クラス65名の生徒が知財授業に参加してくれました。

知財授業の司会と弁理士役は岡本会員、デパート店員役は主任の先生、マネタ社長役は担任の先生、ユメノ社長役は寺園会員が演じました。

最初にスライドを用いてスマートフォンに使われている知的財産権についての説明を行いました。また、カップヌードルでは、粗悪品に対抗するために特許権を使用許諾することによって市場の健全な発展につながったことを紹介しました。生徒にとって、「発明」は馴染みがなかったようですが、授業が進むにつれて、発明やアイデアは身近なところにあり、発明を保護することの大切さを理解してもらえました。

寸劇の第1部では、マネタ社長の商品によってユメノ社長の商品の売上げが落ちて倒産してしまった時に、マネタ社長の安い商品を購入したいという意見を支持する生徒が多くいました。寸劇の第2部では、特許権があるとユメノ社長はマネタ社長に対して特許権侵害であることを主張でき、また、マネタ社長が倒産するのを防ぐためにユメノ社長の特許権をマネタ社長に実施許諾する展開に生徒は興味を示していました。寸劇の最後に改めてユメノ社長の商品とマネタ社長の商品のどちらを購入したいか生徒に尋ねると、ユメノ社長の商品を購入したいと回答する生徒の人数が増えたので、知的財産権のしくみについて理解を深めてもらえたと思いました。寸劇ではご予定されていた主任の先生は勿論のこと、飛び入り参加をしてくれた担任の先生の白熱した演技で大いに盛り上がりました。

知財授業を通じて、生徒が発明および弁理士という職業に関心を持ったことを実感することができ、嬉しく思いました。また、授業中に設けた5分の休憩時間には、複数の生徒から質問がありました。向学心の高い生徒に接することができ、嬉しく思いました。



興味津々の生徒達に講義を行う講師

※「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

関西会 知財授業担当 寺園佳江

「知的財産特別授業」豊中市立東泉丘小学校

1. 日 時：令和6年11月29日（金）14：30～15：15
2. 会 場：豊中市立東泉丘小学校
3. 対 象：5年生 3クラス 104名
4. 講 師：苗村潤、向林伸啓
5. 内 容：

今回、知的財産特別授業を実施したのは、豊中市立東泉丘小学校です。北大阪急行桃山台駅からほど近い閑静な高台の住宅街に位置する小学校での出張授業となりました。教室に入って最初の「こんにちは!」で解る元気いっぱいの児童達です。

授業は、苗村会員の快活な司会で始まりました。まずは、講師陣の自己紹介から。そして、「弁理士って聞いたことがある人」、「発明って何かわかる人」、次々に繰り出される質問に対して、児童達は元気に手を挙げて答えてくれます。

次に、日常のちょっとした不便を解消する身近な「発明」が随所にあることを気付いてもらうため、幾つかの発明品を紹介しました。「こんな困ったことがあるんだけど、どうしたらいいと思う」という質問に対して、ユニークな回答が。中には、答えとなる発明品を言い当ててしまう聡明な児童もいて、教室内は歓声に包まれます。

寸劇では、弁理士が扮するF博士に興味が集まります。そして、F博士の発明を盗む怪人Xの登場です。今回、怪人Xに扮するのは児童の皆さんに人気のT先生です。黒ずくめの怪しげな衣装で現れた怪人Xの正体が、T先生と解ると児童さん達から声援が飛びます。そこからは、児童達の注目を一身に受けた怪人Xが一言発する毎に、教室内が笑いに包まれます。そこで、F博士の発明品と、怪人Xの安い模倣品とをどちらを買いたい児童の皆さんへの質問です。「もちろんF博士から!」と言って欲しかったのですが、T先生の人気が凄すぎて、怪人Xが優勢です。困ったなあと思っていたところに、「2人が協力して売ればいいのに」と、大人顔負けの現実的な和解案を提案してくる児童さんも居ました。

世界の発明を題材にしたクイズコーナーでは、答えが発表される都度、一喜一憂の声があがります。この頃には、怪人XことT先生も参加して大盛り上がりです。

授業全体を通じて楽しい雰囲気でも元気に盛り上がりました。講師の苗村会員の解説にしっかりと耳を傾けていただき、実演では積極的な発表、そして怪人Xに対する大歓声となったため、最後は、時間が足りなくなるくらいの盛り上がりでした。授業終了後も、何人かの児童達が前に集まって、発明品として紹介した製品を手に取り、興味津々です。児童の皆さんが、発明と、それによる発展、一方で安易に他人の発明を模倣することの弊害を理解し、発明をすることの苦しみと喜びを少しでも理解して頂けたのであればと思いつつ、彼ら彼女らが創造していく未来が素晴らしいものであることを願わずにはおられませんでした。

最後になりましたが、東泉丘小学校の児童の皆さん、先生方全員に感謝の意を表したいと存じます。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会 知財授業担当 向林伸啓

## パテントセミナー2024 第9回

1. 日 時：令和6年11月30日（土）10：00～11：40
2. 場 所：Zoomによるオンラインセミナー
3. 対 象：96名
4. 講 師：河野英仁
5. 内 容：第9回「AI特許権利化の勘所」

①AI特許に関する統計と動向、②先進企業のLLM特許とビジネス事例を通じて権利化のコツをつかむ、③生成AIソリューションに対する特許化戦略、④質疑応答、の4構成で講義いただきました。

①では、AI関連発明は2017年頃から出願件数が急増し、米国特許商標庁や日本特許庁では、AI支援発明に対する発明者の地位に関するガイダンスやAI関連技術に関する審査基準等の公表が順次行われていると解説されました。また、AI関連技術は先行文献が少ないため特許査定率は約80%（日本）と非常に高く、技術の進歩は非常に早いため早期出願が非常に重要であるとの見解を述べられました。さらに、近年はナレッジデータベース等現場、ビジネス上に存在するあらゆる複合データを活用した生成AIの特許出願が増加しており、特に中国のシェアが非常に高いと解説されました。

②では、LLM（大規模言語モデル）を活用した発明事例として、「Microsoft PowerPoint」の自動作成、放射線検査レポートの自動作成、内視鏡手術支援、ロボットの自然言語制御、「Microsoft Word」の編集履歴管理、臨床試験基準の自動生成AI、トラブルシューティングチャットボット、オンラインゲーム監視システム、広告動画生成に関する発明を紹介されました。また、MicrosoftのAI特許戦略は、i) OpenAIとの独占プロバイダ契約、ii) 自社生成AIの基本特許出願、iii) 「PowerPoint」等自社製品への生成AI適用特許、iv) 製薬業、製造業等の顧客向け生成AI諸ソリューション特許へと展開していることを解説されました。

③では、生成AIソリューションに対する特許化戦略として、i) 技術・サービス領域特有の要素を組み込むこと、ii) 様々なデータとAIの組合せを考慮することがポイントであり、i) については自社の技術領域、製品領域、サービス領域特有の要素を組み込むことで進歩性が肯定され特許取得が可能となる、ii) については言語、画像、稼働データ、化学構造式、タンパク質配列、制御データ等の現場、ビジネス上に存在するあらゆるデータのAI活用を考えるべきとの見解を述べられました。

講義後の質疑応答では、最新AI技術追随するには論文や技術情報にアンテナを張り情報収集する、中小企業はITベンダーに権利を取られないようアイデアがあれば特定領域で早期に特許出願すべき、先行特許調査は新規性判断程度に止め詳細な調査は審査官に任せて早期に特許出願すべき、といった見解を述べられました。

以上

関西会 知財普及・支援委員会 白尾嘉則



## パテントセミナー2024 第10回

1. 日 時：令和6年11月30日（土）14：00～15：40
2. 会 場：Zoom によるオンラインセミナー
3. 対 象：63名
4. 講 師：徳永弥生
5. 内 容：第10回「中国・米国・欧州商標制度の基本」

### 1. 海外で商標を保護するためには

出願前の確認事項として、商標の使用態様、他人の商標権の有無の他、その国でネガティブな意味がないか等の事前確認が重要。同一調査は日本でも可能だが、類否判断は各国ごとに異なるため、現地代理人に依頼したほうが良い。

### 2. 出願方法（直接出願かマドプロか）

マドプロの主なメリットとしては、出願する国が多いほど費用が割安、期限管理が楽、対象国の拡張が容易であることが挙げられる。マドプロの主なデメリットとしては、基礎出願／登録が必須であり商標に厳格な同一性が求められること、指定商品／役務が基礎出願／登録に縛られ拡張できないこと、セントラルアタックなどが挙げられる。

### 3. 中国の商標制度

出願件数が膨大なため、先行商標と類似するという拒絶理由が多い。審査段階で反論の機会がなく、いきなり拒絶査定になる。不服審判は高額且つ請求期間が30日と短いため、事前調査をして類似先行商標があれば、商標を変更するか、先行商標に不使用取消審判をかけることも検討。日本と比べて外観重視のため、共通する構成文字数が多いと、称呼が異なっても類似と判断される傾向がある。図形商標の類似範囲が日本より広く、似たようなイメージだと拒絶される傾向がある。

### 4. 米国の商標制度

日本と異なり使用主義。商標権の種類として、①使用により発生する商標権、②米国商標局に登録することで発生する商標権、③州内でのみ使用・登録する商標権がある。①の調査も必要のため、米国における商標調査費用は高額になるが、侵害訴訟の損害賠償のリスクがあるため、事前調査しておくことが望ましい。米国での商標出願には、出願の基礎が必要であり、基礎には、「使用に基づく出願」、「使用意思に基づく出願」、「マドプロ」などがある。どのルートを選んでもいつかは使用宣誓する必要があるため、現実に米国で使用又は使用意思のある商品・役務だけを願書に記載すべき。

### 5. 欧州の商標制度

欧州連合加盟国をカバーする欧州商標の出願登録が可能だが、英国、スイスは非加盟。各国への直接出願と併用可能。識別力の判断は厳格であるため、単なる商品の説明とみなされる商標は拒絶されることが多い。先行商標との抵触については無審査。先行商標権者に後願商標のサーチレポートが送付されてくるが、参考程度なので、後願を排除したければ自らウォッチングすることが必要。

以上

関西会 知財普及・支援委員会 大角菜穂子



### 「知的財産特別授業」丹波篠山市立西紀小学校

1. 日 時：令和6年12月3日（火）13：40～14：25
2. 場 所：丹波篠山市立西紀小学校
3. 対 象：4～6年生 28名
4. 講 師：渥美元幸、三方英美
5. 内 容：

丹波篠山市立西紀小学校は、JR篠山口駅からバスで約20分のところにありました。バスを降りると、すぐに同校が見え、山々と田畑に囲まれていて、とてもどかな印象を受けました。

今回は、「君も今日からエジソン」のコンテンツを、4、5、6年生に対して授業をさせていただきました。司会は渥美会員が担当しました。児童達は積極的に授業に参加してくれ、色々な質問に対して、多くの児童の手が上がりました。

生活の中の「ちょっとした不便」を解決する発明品を紹介するところでは、サラカップル、カタシャンボトル、肩ブレラを見て、それぞれに、なるほど、と感心してくれていました。

寸劇では、F博士と怪人Xのどちらの商品を買いますか?という、最初の質問のときに、F博士のサラカップルを買いたいという児童が約半分いました。どうやら、怪人Xが手にしていた、偽モノのサラカップルがすぐに壊れてしまうものに見え、ただ安ければよいとは思わない児童がいたようです。その後、F博士が真似されて困ってしまったこと、発明品を特許で守ることの大切さを理解し、殆どの児童が、F博士のサラカップルを買うと答えてくれました。

クイズコーナーでは、カップヌードルや回転寿司は、日本人が発明したものであることを全員が正解し、その他の発明品については、どっちだろうと一生懸命考えて答えてくれました。

最後に、大阪・関西万博の紹介と、カドケシの説明をして、知財授業を終えました。

授業の終わりに、児童達から感想を聞く時間を設けていただきました。感想を聞いて、今回の授業を通じて、弁理士のこと、発明や特許のことを児童達が理解してくれて、より興味をもってもらえたことを実感できました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

※ 「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

※ 「カドケシ」はコクヨ株式会社の登録商標です。

関西会 知財授業担当 三方英美

「知的財産特別授業」和歌山市立宮北小学校

1. 日 時：令和6年12月3日（火）13：35～14：20
2. 会 場：和歌山市立宮北小学校
3. 対 象：6年生 1クラス 24名
4. 講 師：東山香織、大濱徹
5. 内 容：

季節外れのぽかぽか陽気の晴れの日、JR和歌山駅から徒歩10分ほどの和歌山市立宮北小学校に行きまして。広い学校内の奥の方にある理科室で、「片手でもてるかな」の発明工作授業を行いました。

「片手でもてるかな」では、ジュースの入った紙コップと、ポップコーンの入った平たい紙皿の両方を、片手で一度に持てるように工夫した容器の工作に取り組みます。

始まってすぐにハサミでどんどん紙皿を切り、紙コップとテープでくっつけてあっという間に片手で持てる便利な容器を作り上げる児童もいました。また、長い間ずっと頭の中で考えたままで、手はいっこうに動かさず、なかなか工作が進まない児童もいました。そんな児童には、「どうやったらうまくいくと思う」とか、「どんなかたちのものを今から作ろうとしているの」と聞いてみると、考え中のいろんなアイデアを話してくれました。

大濱会員が、よくできた作品をみんなに見せて、作ってくれた児童の名前を言って紹介し、ここがよく工夫できていてとてもいい。これは発明だと言って褒めると、どの児童も嬉しそうにしていました。ポップコーンが紙皿からこぼれないように、紙皿の縁を高くしてテープで貼り合わせたり、ストローを使って把手を作って持ちやすくしたりと、とてもいいアイデアがたくさん生まれました。

授業が終わったあとも、たくさんの児童が工作を続けたままでした。考えて工夫し、それを作る楽しさを体験してもらえたように思います。将来、きっと素晴らしい発明をしてくれるのではないかととても楽しみです。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

関西会 知財授業担当 東山香織

**パテントセミナー2024 第11回**

1. 日 時：令和6年12月7日（土）10：00～11：40
2. 場 所：Zoomによるオンラインセミナー
3. 対 象：59名
4. 講 師：萩森学
5. 内 容：第11回「特許・実用新案入門」

「特許・実用新案入門」というテーマのもと、特許制度の概要、出願から特許権取得までの手続き、特許権の活用、実用新案制度、出願の選択（特許か実用新案か）などについて、初心者を対象に、幅広く説明されました。出願から特許権取得までの手続きの説明では、弁理士の役割と弁理士がどういう手続きを代理で行うかについても説明され、特許出願に必要な書類の説明では、特許願、明細書、特許請求の範囲、要約書の具体例（抜粋）を提示して説明されました。

また、特許出願にかかる費用では、庁費用と弁理士費用とが必要になることについて説明され、総費用の一例も参考情報として説明されました。また、海外で日本の特許は有効でなく、その国の特許の取得が必要であることや、ある発明について日本と外国で特許を取りたい場合の方法など、多くの初学者が疑問に思う点についても説明されていました。また、ご自分が携わった特許となった出願の例を提示され、簡単な発明でも特許を取れる場合があることなども説明されていました。

質疑応答では、Zoomのチャットに聴講者から投稿されたほぼすべての質問に対して回答されていました。また、回答された内容について司会者により補足説明がありました。

以上

関西会 知財普及・支援委員会 西田直樹

「知的財産特別授業」神戸市立丸山ひばり小学校

1. 日 時：令和6年12月10日（火）9：40～10：25
2. 会 場：神戸市立丸山ひばり小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 45名
4. 講 師：八木まゆ、柴尾猛
5. 内 容：

神戸電鉄丸山駅から15分ほど上り坂を歩いたところに位置する神戸市立丸山ひばり小学校を訪問いたしました。教室からは神戸の海を望むことができるほど高台にあり、児童達の元気のよい声が聞こえてくる気持ちの良い学校です。6年生の2クラスの児童達に「片手でもてるかな」の発明工作授業をしました。

今回、八木会員が進行を務め、柴尾会員がサポート役を務めました。はじめに「弁理士」についての簡単な紹介とカップヌードルの発明について説明したのち、「片手でもてるかな」の課題を伝え早々に創作にとりかかってもらいました。

紙皿と紙コップを重ね合わせながらアイデアを練っている児童や、考え込んでいる児童、とりあえず色々手を動かしている児童など様々でしたが、班ごとに一つの机を使用していることもあり、隣の児童と相談したりして、考え込んでいる児童も他の児童の影響を受けアイデアがひらめき始めたりして、集中して取り組む姿をみることができました。

また、担任の先生方も作品づくりに取り組んでいただき、さらに児童達も先生の作品に影響を受け、創作スピードがどんどん上がっていました。

後半には、班ごとに作品を発表してもらいました。随所に工夫が施された作品、デザイン性のある個性的な作品など、創造性豊かな児童達の作品に感心させられました。また、失敗しても、その解決方法を自ら考え、試行錯誤を重ねている姿も印象的でした。時間いっぱい最後まで取り組み、あつという間の特にも貴重な時間となりました。最後に、八木会員がカドケシを用いて発明、デザイン、商標についても紹介し、児童達は静かに耳を傾けてくれました。

今回の知財授業をとおして、発明工作の楽しさを体感してもらえたとともに、知財や弁理士について少しでも興味をもってもらえるきっかけとなったのではないかと思います。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

※ 「カップヌードル」 は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

※ 「カドケシ」 はコクヨ株式会社の登録商標です。

関西会 知財授業担当 柴尾猛

INPIT-KANSAI × 日本弁理士会関西会 × 大阪産業局 オンラインセミナー  
「海外展開における商標権取得のポイント」

1. 日 時：令和6年12月13日（金）14：00～16：00

2. 場 所：Zoom ウェビナー

3. 対 象：80名

4. 講 師：INPIT-KANSAI 知財戦略エキスパート 鶴善一 氏  
徳永弥生

5. 内 容：

[講演1] 演題：海外進出に必要な知的財産活動のノウハウ（鶴善一 氏）

知的財産の概観と、海外での事業展開における自社の知的財産権の保護・他社の知的財産権への侵害防止、模倣品対策の実例・費用などが説明されました。

[講演2] 演題：海外展開における商標権取得のポイント（中国・米国）（徳永 弥生）

海外展開をする際の商標登録の必要性、出願前の確認、出願方法（直接出願とマドプロ出願のメリット・デメリット）の紹介がされた後、日本からの出願が多い中国・米国の商標制度の特徴と注意点が説明されました。

以上

関西会 国際情報委員会 委員 徳永弥生



「知的財産特別授業」西宮市立東山台小学校

1. 日 時：令和6年12月16日（月）13：45～14：30
2. 会 場：西宮市立東山台小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 65名
4. 講 師：中野賢太、倉橋和之
5. 内 容：

西宮市立東山台小学校を訪問し、知的財産特別授業を行ってまいりました。東山台小学校は、西宮名塩ニュータウンの住宅地内に位置する小学校で、JR西宮名塩駅から徒歩20分ほどのところにあります。

今回は、「君も今日からエジソン」を、6年生2クラスに対して授業をさせていただきました。授業では、はじめに「発明」とはどのようなものかを説明した後、生活の中の「ちょっとした不便」を解決する発明（サラカップル、カタシャンボトル、肩ブレラなど）を紹介しました。発明の紹介のところでは、児童の皆さんにも解決方法を考えてもらい発表してもらいましたが、自由な発想のアイデアが活発に出ていました。特に「プニョプニョピン」という新しい画鋏は、皆さん興味津々だったようで、実際に手に取って見てもらったところ、「すごい」と声があがっていました。

また「サラカップル」を題材とした寸劇では、司会進行役を中野会員が担当し、発明者のエフ博士を倉橋会員が担当しましたが、途中、担当の先生が（サラカップルを模倣して儲ける）怪人X役として登場したときには大盛り上がりで、楽しんで寸劇を観てくれたと感じました。さらに、クイズでは、児童の皆さんが思い思いに手を挙げてくれて、積極的に授業に参加してくれました。

今回の授業をとおして、児童の皆さんが、「生活の中の不便を解消する工夫・発明をすること」「発明を守ること」の大切さについて、興味をもってもらえたのではないかと思います。



興味津々の児童達に講義を行う講師

※ 「プニョプニョピン」はコクヨ株式会社の登録商標です。

関西会 知財授業担当 倉橋和之

## 令和6年度 MOBIO 知財セミナー(第3回)

1. 日 時：令和6年12月17日(金) 15:30~17:30
2. 会 場：クリエイション・コア東大阪南館2階 産学連携オフィス セミナールーム
3. 対 象：30名
4. 講 師：川瀬直樹  
清野珠美氏(地方独立行政法人京都市産業技術研究所 産業技術支援センター  
製品化・人材育成支援グループ 次席研究員)

## 5. 内 容：

前半は、川瀬会員より説明があり、技術のブランド化とはどういうことか、技術のブランド化をする目的とその効果、技術のブランド化の具体例を説明されました。その後、事例として地域酵母による日本酒のブランド化の話、地域酵母として京都酵母を活用した日本酒のブランディングについて説明されました。また、モノづくり企業間の共同開発において用いられる契約書の話、商標登録の役割、意匠登録の役割、技術の特許化、秘匿化などについて説明されました。その他、オープン戦略とクローズ戦略の話や、先使用権など、モノづくり企業が技術に対して取り得る手段について説明されました。先使用権では、図を参照しつつ、どのような場合に成立し、先使用権を主張するためにどのような資料が必要かなどについて説明されました。

後半は、清野氏より、清野氏が所属する京都市産業技術研究所の紹介がされ、京都市産業技術研究所ではどのような業務をされているかについて説明されました。その後、京都市産業財産研究所の知的財産ポリシーを説明され、現在保有の特許権が36件、著作権が6件、商標が18件であることを説明されました。京都酵母関連の権利は現在7件の商標権であることも説明されました。その後、京都酵母の研究開発について説明され、京都酵母は、香味に特徴的な5種類の清酒酵母(京の琴、京の華、京の咲、京の珀、京の恋)の総称であること、1990年中ごろから開発が開始されたことを説明されました。また、京都酵母が京都地域の蔵元に選ばれ、京都酵母で造られた日本酒の付加価値をさらに向上させることを目指し、京都酵母のブランド化に取り組んでいることを説明されました。

京都酵母のブランド化の取り組みでは、京都市産業技術研究所が開発した5種類の地域酵母(京の琴、京の華、京の咲、京の珀、京の恋)の名称を商標権化されたこと、京都酵母のブランドコンセプトを作成し、京都酵母のブランドとしての価値を言語化されたこと、京都酵母のロゴマークを作成され商標権を取得されたこと、ブランドコンセプトを活かした商品開発やプロモーション活動が行われたことを説明されました。

講義の後の質疑応答では3名の参加者からの質問を受け付け、川瀬会員、清野氏より丁寧に回答されました。

以上



関西会 知財普及・支援委員会 西田直樹

## 四国会

### 「えひめビジネスインキュベーションスクール 2024 実践塾 弁理士が教える！ デジタル化時代の知的財産戦略 ～特許・商標への活用～」 テクノプラザ愛媛

1. 日 時：令和6年12月3日（火）18：30～21：00
2. 会 場：テクノプラザ愛媛
3. 対 象：デジタル化等を検討している事業者、創業予定者10名
4. 講 師：四国会 末光準
5. 内 容：

知的財産法のなかでも特にビジネスに関連が深い特許法及び商標法を取り上げて、各法体系の概要、活用法及び成功例等を説明したうえで、知的財産業務に関連するデジタル技術についての解説を行いました。特に実用レベルで運用されているビッグデータ；特許情報の分析によるIPランドスケープ、及び生成AIを用いた知財業務のサポート事例を紹介しました。

IPランドスケープとしては、愛媛県においてベンチャー企業の取り組みが盛んな分野である製造業と情報通信業とを取り上げ、特許分析ツールを用いたパテントマップ分析によるプレイヤーごとの技術動向やニーズ把握からの製品開発例、戦略提案例を示しました。また、生成AIについては、一般的な活用方法を紹介したのち、生成AIを用いた指定商品／役務の提案や、手続き面でのサポートの実例を示しつつ、活用が期待できる点と専門家の判断が必要な点とを切り分けて、知財実務への活用の展望を示しました。最後に、生成AIを活用する際の留意点として、著作権との兼ね合い；AIによる生成物の著作物性、及び侵害可能性の論点を紹介しました。

特に地方の企業において、馴染みが薄く活用が不足しているといわれる知的財産ですが、分かりやすい成功例や、視覚的に理解しやすいパテントマップを示すことで、講演中に多くの反応や質問をいただくことができ、知的財産の啓蒙活動として一定の効果を得ることができたと考えております。



四国会 末光準

「知的財産セミナー」高知工業高等専門学校

1. 日 時：令和6年12月16日（月）13：00～14：30
2. 会 場：国立高知工業高等専門学校
3. 対 象：5学年及び教職員
4. 講 師：四国会 副会長 栗本博樹
5. 内 容：
  - 知的財産とは？
  - 何故知財を保護する必要があるのか？
  - 法律によって保護される知財について
  - 信用が化体した商標
  - 産業財産権（特許庁所管）について
  - 特許制度について
  - 社会の変化と求められる人材
  - 法人と自然人（組織と構成員）
  - 特許権の権利主体（法人or自然人）
  - 特許権の権利客体（発明）について（1～2）
  - 特許権の内容
  - 特許を取るための手続き
  - 特許の活用
  - 特許の技術分野
  - 特許の具体例（1～5）

四国会 副会長 栗本博樹

## 九州会

### 令和6年度経営指導員研修会

1. 日 時：令和6年11月28日（木）17：00～17：30
2. 会 場：吉野ヶ里温泉卑弥呼乃湯
3. 対 象：佐賀県の商工会議所・商工会の経営指導員 30名
4. 内 容：

佐賀県内の商工会議所および商工会に所属する経営指導員を集めての研修会が例年開催されており、研修内容の一つとして、知財に関する講習（演題：小規模事業者の知財活用に向けて）を行いました。

経営指導員の知財に関する知識や経験は少なく、また、経営指導員が対応する事業者は小規模事業者が多いと伺っていたため、小規模事業者が知財を活用した事例を取り上げて、講習を行いました。

知財ミックスを活用した成功事例と、商標を取得していなかったためにトラブルに発展しそうになったりスク事例を説明し、知財の活用の仕方と有効性を意識的に伝えるよう努めました。

講習後は、商標の活用の仕方などについて受講者から個別に複数の質問があり、佐賀県の小規模事業者に潜在的な商標ニーズがあることが認識されました。経営指導員向け研修会を通じて、今後も継続的に知財に関する啓蒙活動が重要だと認識されました。

九州会 佐賀委員会 香田淳也



**令和6年度「知的財産セミナー」阿久根市役所**

1. 日 時：令和6年12月17日（火）18：00～19：30
2. 会 場：阿久根市民交流センター（風テラスあくね 交流室5）
3. 対 象：阿久根市職員、阿久根商工会議所、鹿児島銀行、  
南日本銀行の経営改善普及事業に携わる方々
4. 講 師：森田海幹
5. 内 容：

本研修は、特許庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所による四者連携における取組の一環として、鹿児島県（産業立地課）と阿久根市（商工観光課）が中心となって開催されました。同研修の目的は、「阿久根市の小規模事業者の経営改善普及事業に携わる商工会議所と銀行、阿久根市役所の経営指導員を対象に、資質向上を図ることを目的」とし、11名の経営指導員等が受講しました。

講義は、知財に関する相談を目的としない一般的な経営相談と考えられる事例を取り上げ、それを3つのパートに分節し、知財と直接的には関連しない相談の目的を示した最後のパートに入る前に通常説明される簡単な事業内容や現状説明となる最初の2つのパートの中に知財に関係する問題が内在する可能性があることを、その中で表現されるキーワードを示しながら知財との関連性を説明しました。

最初のパートにおいては、「創業」や「店名」をキーワードとして商標と商号（屋号）との違い、及び商標の認識不足による権利侵害の可能性について事例を用いて説明すると共に、創業支援の際に知財、特に商標を疎かにすることで時限爆弾を抱えたまま創業することになる可能性があることを複数の角度から説明しました。

また、商標自身や宣伝広告等において独自のキャラクターやロゴを用いる場合に、その創作者が自分以外の第三者であったときに著作権法の問題から変更できないリスクが生じる可能性があることを事例で示して説明すると共に、著作権は支分権であり翻案権等が規定されている点や著作者人格権における同一性保持権の説明、更には著作権の譲渡契約における予防的手当てについて説明しました。

また、2つ目のパートにおいては、「差別化」や「特別」等をキーワードとして特許や意匠に関わる内容に反応してもらえるような説明と、新規性の重要性、及びオープン・クローズ戦略や確定日付の存在について説明を行うと共に、支援相談員自らの判断で相談者の知財権を否定することがないように、一見すると特許とは無縁と言える物でも十分に特許を受け得る可能性があることを事例で示して説明しました。

その他として、「資金調達」や「事業承継」というキーワードから考えられる財産権としての考え方や、不正競争防止法で規定されているデッドコピー品の保護や秘密情報保護等についても説明し講義を終えました。

今回は、普段の経営相談の中に潜む知財を支援相談員に気付いてもらうことを主としていたことから、見逃すことで相談者がリスクを被る可能性があるという危険性を少しでも感じてもらえれば幸いです。

なお、パート毎に質問や疑問点を受け付ける形で進めることで都度、複数の質問があり支援相談員の熱意を感じることができました。

以上

九州会 森田海幹

## 2 支援活動一覧表 (2月分)

都道府県	開催年月日	イベント・セミナー名	講師 or 相談員氏名	会場	区分
青森	25.02.12	日本弁理士会特許商標無料相談会	角田世治	青森商工会議所	相談
岩手	25.02.12	日本弁理士会特許商標無料相談会	東田潔	盛岡商工会議所	相談
宮城	25.02.20	令和6年度みやぎ知財セミナー	金森一男 藤田正広(運営委員)	Web	講演
群馬	25.02.06	知的財産特別授業 (群馬県立前橋工業高等学校)	柿原希望・講師	群馬県立前橋工業高等学校	講演
埼玉	25.02.05	農と食の展示・商談会 2025	石塚勝久・相談員 亀崎伸宏・相談員 内田浩輔・相談員	さいたまスーパーアリーナ	相談
千葉	25.02.05	佐倉商工会議所相談員派遣	松崎義邦・相談員	佐倉商工会議所 2階会議室	相談
千葉	25.02.20	船橋商工会議所相談員派遣	高橋洋平・相談員	船橋商工会議所 304号室	相談
千葉	25.02.25	2024年度 弁理士による特許無料相談会 (東葛テクノプラザ)	堀宏光・相談員	東葛テクノプラザ	相談
東京	25.02.03	東京都不動産鑑定士協会研修会講師	今村秀世・講師 佐野浩太郎・講師	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	講演
東京	25.02.13	2024年度東京商工会議所専門相談員	中重善文・相談員	東京商工会議所 中小企業相談センター	相談
東京	25.02.13	2024年度知財無料相談会(町田)	高原千鶴子・相談員	町田新産業創造センター 又はオンライン	相談
東京	25.02.16	第5回いたばし未来の発明王コンテスト 審査会	斎藤理絵・審査員	ハイライフプラザいたばし	その他
東京	25.02.18	2024年度東京商工会議所 文京支部専門相談員	中重善文・相談員	東京商工会議所文京支部	相談
東京	25.02.18	2024年度 多摩地域無料知的財産相談会	下村和夫・相談員	たましん事業支援センター (Winセンター) 又はオンライン	相談
東京	25.02.26	東京弁護士会合同セミナー	内田浩輔・講師 小林正英・講師 奥野智久・講師 木下智義・講師 寺尾康典・講師 堀宏光・講師 矢上礼宣・講師 折居章・講師 坂田樹・講師 村秀世・講師 小池誠・講師 黒瀬泰之・講師 鷲尾透・講師	日本貿易振興機構(JETRO)内 会議室	講演
東京	25.02.27	第18回としまMONOづくりメッセ	高橋一哉・相談員 鈴木康介・相談員	サンシャインシティ 展示ホールB	相談
東京	25.02.28	第18回としまMONOづくりメッセ	藤岡茂・相談員 澁川喜和夫・相談員	サンシャインシティ 展示ホールB	相談
東京	25.02.28	2024年度下期 BusiNest無料知的財産相談会	高原千鶴子・相談員	BusiNest 内会議室 又はオンライン	相談
神奈川	25.02.05	第46回工業技術見本市 「テクニカルショウヨコハマ 2025」	三宅康雅・相談員 佐藤高信・相談員 美川公司・相談員	パシフィック横浜 展示ホールA・B・C	相談
神奈川	25.02.06	第46回工業技術見本市 「テクニカルショウヨコハマ 2025」	藤巻正憲・相談員 横川憲広・相談員 金井智祥・相談員	パシフィック横浜 展示ホールA・B・C	相談
神奈川	25.02.07	テクニカルショウヨコハマ 2025 併催セミナー	井上拓・講師 後藤 充・講師 上島類・講師 上原麗樹・講師 野田章史・講師 坂田ゆかり・講師	パシフィック横浜 展示ホール 2階会議室 E24	講演

都道府県	開催年月日	イベント・セミナー名	講師 or 相談員氏名	会場	区分
神奈川県	25.02.07	第46回工業技術見本市 「テクニカルショウヨコハマ2025」	藪田豊・相談員 鈴木伸・相談員 金子正彦・相談員	パシフィコ横浜 展示ホールA・B・C	相談
神奈川県	25.02.10	知的財産特別授業 (神奈川県立相模原支援学校橋本分教室)	美川公司・講師 越佑介・講師	神奈川県立相模原支援学校 橋本分教室	講演
神奈川県	25.02.14	神奈川県立川崎図書館 「令和6年度知的財産相談事業」	横川憲広・相談員	神奈川県立川崎図書館 知財スポット	相談
神奈川県	25.02.22	中小企業診断士向け 「理論政策更新研修」	西山恵三・講師	崎陽軒6階会議室 およびオンライン	講演
神奈川県	25.02.28	図書館で学ぶ知的財産セミナー	保科敏夫・講師	神奈川県立川崎図書館 カンファレンスルーム	講演
神奈川県	25.02.28	神奈川県立川崎図書館 「令和6年度知的財産相談事業」	砂場哲郎・相談員	神奈川県立川崎図書館 知財スポット	相談
山梨	25.02.12	令和6年度弁理士による 特許無料相談会(富士吉田)	望月義時・相談員	富士吉田商工会議所 2階会議室	相談
静岡県	25.02.01	無料合同相談会	吉延 彰広 阿出川 豊 永田 由美 東山 裕樹 中野 雅章 坂野 史子 八木 秀幸 絹川 将史 村松 亮子 松本 直樹	(東部)沼津労政会館 (中部)司法書士会館<静岡> (西部)浜松市市民協働センター <浜松>	相談会
愛知県	25.02.07	東海会開設日記念 「知的財産セミナー2025」	外部講師 中村知公 前田大輔	名古屋観光ホテル	講演
愛知県	25.02.27	中小企業のための知財経営サロン (スペシャルセッション)	加藤光宏	STATION Ai	座談会
京都	25.02.08	知的財産特別授業 (京都市立高倉小学校 PTA)	光明寺大道 苗村 潤	京都市立高倉小学校	講演
京都	25.02.21	知的財産特別授業	立川伸子 黒川陽一	京都市立桂坂小学校	講演
大阪	25.02.07	知的財産特別授業	宮崎栄二 松本千賀	大阪市立城北小学校	講演
大阪	25.02.27	令和6年度 中小企業向け知財支援セミナー 「特許だけじゃない! 事業を支える 知財活用の実践」	リージョナルフィッシュ 株式会社・取締役CTO 木下政人氏 垣木晴彦 市岡牧子	オンライン	講演
佐賀	25.02.07	SAGA 知的財産セミナー 2025	大久保秀人 佐賀大学 教授 平山伸氏	HOTEL グランデはがくれ	講演
鹿児島	25.02.01	令和6年度鹿児島専門士業団体協議会 無料相談会参加	村上加奈子 東和博 渡辺健一 森田海幹	カクイックス交流センター	相談

# 常設知的財産相談室(無料)

※すべて予約制です。

東海会

☎ 052-211-3110

URL : <https://www.jpaa-tokai.jp/>

相談時間 : 月～金曜日 / 13:00～16:00

北海道会

☎ 011-736-9331

URL : <https://jpaa-hokkaido.jp/>

相談時間 :

毎週火曜日・金曜日 / 14:00～16:00

関西会

☎ 06-6453-8200

URL : <https://www.kjpaa.jp/>

相談時間 : 月～金曜日 / 10:00～12:00、

14:00～16:00

東北会

☎ 022-215-5477

URL : <https://www.jpaa-tohoku.jp/>

相談時間 : 毎週火曜日 / 13:00～16:00

中国会

☎ 082-224-3944

URL : <https://www.jpaa-chugoku.jp/>

相談時間 : 毎週水曜日 / 13:00～15:00

北陸会

☎ 076-266-0617

URL : <https://www.jpaa-hokuriku.jp/>

相談時間 :

※相談日はホームページをご覧ください。

四国会

☎ 087-822-9310

URL : <https://jpaa-shikoku.jp/>

相談時間 :

※相談日はホームページをご覧ください。

関東会

☎ 03-3519-2707

URL : <https://www.jpaa-kanto.jp/>

相談時間 : 月～金曜日 / 10:00～12:00、

14:00～16:00

九州会

☎ 092-415-1139

URL : <https://www.jpaa-kyusyu.jp/>

相談時間 : 毎週木曜日 / 10:00～12:00、

13:00～15:00

中小企業の知財を活かして成長を支援します！

## 【弁理士知財キャラバン】のご紹介

知財を経営に活かすコンサルティングスキルをもった弁理士が最大3回訪問して、共に課題を解決し業績アップを目指します。

### ●Point!

- ・費用は無料(日本弁理士会が負担します)。
- ・これまで150社以上の中小企業に対して支援を実施しています。



詳細はコチラ▶



問い合わせ先: 日本弁理士会 弁理士知財キャラバン 担当  
E-mail: [caravan@jpaa.or.jp](mailto:caravan@jpaa.or.jp)

<https://www.jpaa.or.jp/activity/caravan>

お問い合わせやご送付先に変更がございました場合には 日本弁理士会 経営・支援室まで

電話 : 03 - 3519 - 2709 (直) FAX : 03 - 3519 - 2706

MAIL : [shien@jpaa.or.jp](mailto:shien@jpaa.or.jp)

URL : [https://www.jpaa.or.jp/support\\_activity/](https://www.jpaa.or.jp/support_activity/)